

全国町村会
災害対策費用保険制度の手引
(令和8年)

全 国 町 村 会

本保険制度の趣旨

近年、自然災害が増加する中、住民の生命・身体の保護をするために「空振りを恐れない予防的な避難指示等の発令」が強く求められるようになっていきます。

災害対策費用保険制度は、自然災害またはそのおそれが発生し、町村等が避難指示または高齢者等避難を発令したことにより、応急救助を行うために発生する町村負担の費用の一部を保険金として支払う保険制度です。

本制度を「全国の町村による相互救済事業（助け合い）」と位置づけ、住民の生命・身体の安全を預かる町村長が、迅速かつ適切に予防的な避難指示等を発令することに資する制度を創設し、実施運営するものです。

全国町村会災害対策費用保険制度 の手引

目 次

第1章 本保険制度のしくみ	1
1. 保険の構成	3
2. 保険契約者	3
3. 被保険者	3
4. 引受保険会社	3
5. 保険期間	4
第2章 災害対策費用保険の内容	5
1. 災害救助法との関係	7
2. 本保険の位置づけ	7
3. 保険金支払いの対象となる損害	7
(1) 災害救助に関わる町村等の損害	7
(2) 保険金お支払いの要件	8
(3) 同一事故判定の基準	8
4. 保険金支払いの対象となる費用	10
<1>避難所の設置	10
<2>炊き出しその他による食品の給与	11
<3>飲料水等の供給	11
<4>被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	12
<5>医療および助産	13
<6>学用品の給与	15
<7>救助のための輸送費	16
<8>応急救助費	17
5. 保険金支払いの対象とならない損害	20
6. 地震・噴火・津波オプション	20
第3章 加入手続き	21
1. 加入のご案内	23
2. 加入申込みに際して	24
3. 個人情報取扱い等について	25
4. 保険料分担金の算出	25
5. 保険期間と年度途中からの加入（中途加入）取扱いについて	26
6. 契約プラン型の変更等	26

7. 加入手続き	27
8. 気象アラートサービス SORA レジリエンスの利用	28
<様式> 第1号「加入依頼書」記入例	29
第4章 保険金請求および支払い	31
1. 事故が発生した場合の手続き	33
2. 事故処理手続きの事務フロー	34
3. お支払事例	35
4. 保険金請求に必要な書類	36
5. 個人情報への取扱いに関する同意書（案）	36
<様式> 第3号「事故報告書」記入例，保険金請求書見本	38
第5章 質疑応答	43
1. 保険金の支払条件・保険金請求等について	45
2. 支払対象となる費用について	47
3. その他	52
第6章 付帯サービス	53
1. SORA レジリエンス（通称：SORA レジ）とは	55
2. SORA レジリエンスの主な機能	55
3. ご利用までの流れ	58
4. 免責事項	60
5. 著作権	61
6. その他ご留意事項	61
7. 利用者情報の取扱い	62
8. 推奨デバイス、OS、ブラウザ	62
9. お問い合わせ窓口	62
10. 気象アラートサービス“SORA レジリエンス” Q&A	64
第7章 約款・特約条項	67
1. 費用・利益保険普通保険約款	69
2. 災害対策費用保険特約条項（全国町村会団体契約用）	81
3. 共同保険に関する特約条項（全国町村会団体契約用）	88
4. 保険料支払に関する特約条項	89
5. 災害対策費用保険特約の補償内容変更に関する追加条項 （地震・噴火・津波オプション（全国町村会団体契約用））	90
○ 事故発生時の連絡先一覧	91
○ ご契約に関する問い合わせ先	92

第1章 本保険制度のしくみ

1. 保険の構成

本保険は、「全国町村会災害対策費用保険」と称し、次の費用・利益保険および特約条項、追加条項によって構成されています。また、特約条項、追加条項、約款に記載されていない事柄、または解釈は、本手引きの内容を適用します。

- (1) 費用・利益保険普通保険約款
- (2) 災害対策費用保険特約条項（全国町村会団体契約用）
- (3) 共同保険に関する特約条項（全国町村会団体契約用）
- (4) 保険料支払に関する特約条項
- (5) 災害対策費用保険特約の補償内容変更に関する追加条項（地震・噴火・津波オプション）（全国町村会団体契約用）

2. 保険契約者（全国町村会）

本保険は、全国町村会が保険契約者となり、本保険に加入を希望する町村等を取りまとめ一括して保険会社と契約を行う団体契約となっています。全国町村会は、保険契約者として本保険加入希望町村等の保険料分担金を取りまとめて保険会社に支払います。

3. 被保険者（加入した町村等）

- (1) 本保険に加入した町村
- (2) 特別に加入を認めた市（令和8年4月末現在本保険制度に加入している市で、継続して加入を希望する市）

被保険者とは、事故の際、保険会社に保険金を請求し、これを受け取る権利のある者をいいます。

4. 引受保険会社

損害保険会社4社（幹事保険会社 損害保険ジャパン）による共同保険契約であり、幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行なっております。引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受割合については、取扱代理店までお問い合わせください。

本保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となっておりません。従いまして、引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

5. 保険期間

令和8年5月1日午後4時から令和9年5月1日午後4時までの1年間とします。

本保険の対象となる事故は、保険期間中に発生した事故にかぎります。

第2章 災害対策費用保険の内容

1. 災害救助法との関係

<災害救助法の適用基準>

- 災害により町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失（全壊）がある場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号～第3号）
- 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等（災害救助法施行令第1条第1項第4号）
- 「災害が発生するおそれ」の段階で、国が災害対策本部を設置した場合（災害救助法第2条第2項）

災害救助法は、町村等において上記適用基準（被害状況）を満たす災害が発生した場合に適用され、法で定める救助の種類に関して、町村等は都道府県より補助を受けることができます。

本保険は、後の3. 保険金支払いの対象となる損害の(2)に記述しますように、町村等による「避難指示または高齢者等避難の発令」を保険金お支払いの要件とし、災害救助法が適用されなかった場合に保険金支払いの対象となります。ただし、災害救助法第2条第2項のみの適用を受けた自然災害は除きます。

(災害救助法第2条第2項のみが適用された場合について後述の質疑応答の問9をご参照ください。)

2. 本保険の位置づけ

本保険の開発にあたり、災害救助法に基づく救助費用の対象内容を参考にしつつも、同法とは違った保険適用基準を設定しており、町村等が災害救助を行うに際して負担する諸費用に関して、あくまでも住民に対するサービスの一貫として捉え、救助の業務進行に伴う懸念を可能なかぎり、軽減する制度設計を行っています。また、損害保険は、通常、人の意思によらない偶発的な事故が支払対象となりますが、本保険では、町村等が、避難指示等の発令を行うことを、保険金お支払いの要件としており、言い換えますと、町村等の意思・判断により保険を使うことができることが、一般的な損害保険と大きく異なる点であり、本保険の特長といえます。

3. 保険金支払いの対象となる損害

本保険では、町村等が次の損害を被った場合に、保険金をお支払いします。

(1) 災害救助に関わる町村等の損害

町村等が行う災害救助の遂行に関して、自然災害（注1）またはそのおそれが発生し、保険期間中に町村等が、町村等の区域における防災を目的とする「避難指示または高齢者等避難を発令した」（注3）ことにより、町村等が救助を行うために、次の①から⑧までに掲げる費用を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。（注4）

災害救助法の適用を受けた災害を除きますが、災害救助法2条2項（おそれ段階での適用）のみの適用を受けた災害については、国庫負担となる費用項目を除いた費用が補償対象となります。

- ① 避難所の設置
- ② 炊き出しその他による食品の給与
- ③ 飲料水等の供給
- ④ 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- ⑤ 医療および助産
- ⑥ 学用品の給与
- ⑦ 上記①から⑥までに關する輸送費
- ⑧ 応急救助費（職員の超過勤務手当等の人件費・消防団員の出勤報酬または出勤手当・消耗品等）

（注1）大雨、台風、風災、水災、雪災等の自然災害（地震、噴火またはこれらによる津波（注2）を除きます。）をいいます。

（注2）「地震・噴火・津波オプション」にご加入の場合は対象です。

（注3）緊急安全確保の発令のみの場合は、対象外です。

（注4）災害救助法に基づく救助費用の対象内容を参考にしつつも、災害救助法とは違った独自の保険適用基準を設定しております。

（2）保険金お支払いの要件

本保険の適用対象となる「偶然な事故」について、災害対策費用保険特約条項第1条（事故の定義）に規定のとおり、以下の<1>および<2>のいずれも満たす事象（事故）が要件となっています。

ただし、上記にかかわらず災害救助法の適用を受けた災害に起因する避難指示等は、偶然な事故には含みません。

（注）災害救助法第2条第2項のみの適用を受けた自然災害は除きます。

<1>自然災害またはそのおそれの発生

<2><1>の町村等の区域における防災を目的とする、町村等によりなされる避難指示または高齢者等避難の発令

（3）同一事故判定の基準

災害救助費用の保険金支払限度額については、上記（1）の①から⑧の各費用項目につき、支払限度額および支払日数限度を定めています。所定の支払日数限度に関しては、いずれの費用項目についても共通で、起算日は、「始めの避難指示または高齢者等避難を発令した日」を事故日（午前0時）としています。なお、同一町村等において避難指示等が複数回発令された場合の同一事故判定の基準については、次の捉え方によります。

同一事故判定の基準について

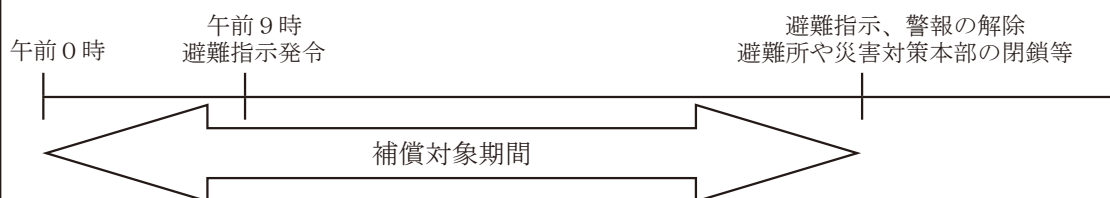
◎損害保険ジャパンが認める一連の自然災害またはそのおそれの発生により、同一町村等の区域において発令された避難指示等は、1つの避難指示等とみなし、このうち始めになされた避難指示等の発令の時点にすべての発令がなされたものとみなし、これらを「同一事故」と見て、始めに避難指示等が発令された日時を事故日とします。ただし、同一町村等の区域において複数の避難指示等が発令された場合で、ある避難指示等が解除された時から72時間を超えて避難指示等が発令された場合は、その避難指示等は1つの避難指示等に含めません。

◎直近に発令された避難指示等が解除された時から72時間を超えて発令された場合の避難指示等については、「別事故」とみなし、その別事故日より起算して支払日数限度をカウントします。なお、当該支払日数限度のカウント方法は、前記3の(1)の①～⑧までの費用項目すべてに適用されます。

補償対象期間について

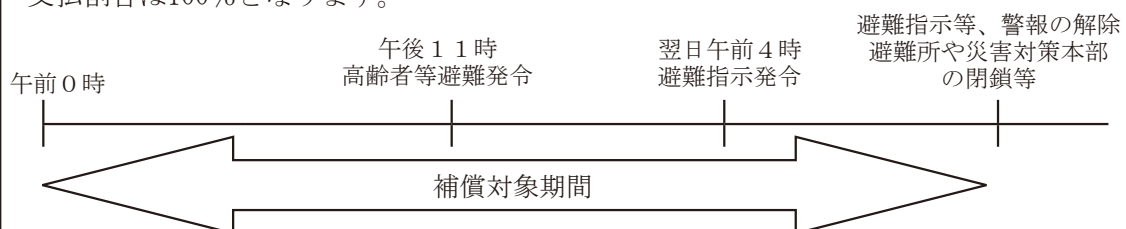
(補償対象期間イメージ①)

午前9時に避難指示等が発令した場合、その日（午前0時に遡って）以降にかかった費用が対象となります。



(補償対象期間イメージ②)

午後11時に高齢者等避難を発令し、翌日午前4時に避難指示を発令した場合、始めに発令した日以降にかかった費用が対象となります。この場合、全ての期間において、支払割合は100%となります。



4. 保険金支払いの対象となる費用

<1> 避難所の設置

① 避難所の設置、維持および管理のための消耗器材費等

この保険でいう避難所とは、災害が発生しまたは発生するおそれがあり、町村等が住民等の安全を図る為に学校または公民館等を利用して開設した施設をいいます。

避難所の設置そのものに掛かった費用のほか、避難所の設置、維持および管理のために提供した消耗器材等をいいます。消耗器材等は、原則として町村等が備蓄している消耗品等を使用することとなります。従いまして避難所において使用された備蓄品等の同等かつ同量を再度購入する費用もしくは、再度利用するために必要な費用（クリーニング代を含みます。）が対象となります。

② 避難所の設置に関わる保険金の支払限度額

避難所の設置に関わる保険金は、以下の支払基準で算出された金額を限度に、町村等が実際に「避難所の設置のために支出した費用」についてお支払いします。ただし福祉避難所（注1）を併設した場合、その特別な配慮のために必要な実費（ポータブルトイレ等の器物の費用等）については、実費を加算できるものとします。

当該費用については、始めの避難指示または高齢者等避難を発令した日から7日以内を限度とします。

*** 支払基準：1日1人340円を支払限度額とした実費（注2）（注3）。ただし、避難所に避難した住民数から支払限度額を計算した結果、支払限度額が10万円より小さくなる場合は10万円を支払限度額とします。**

例：避難所を開設して、住民50人が2日間避難したケース

50名×340円×2日＝34,000円<100,000円

・・・支払限度額は100,000円となる。

避難所の設置に伴い使用した消耗品の再購入費用で90,000円が発生した場合は、保険金は90,000円の支払いとなります。

例：避難所を開設して、住民50人が7日間避難したケース

50名×340円×7日＝119,000円>100,000円

・・・支払限度額は119,000円となる。

避難所で使用した毛布のクリーニング代で150,000円が発生した場合は、保険金は119,000円の支払いとなります。

（注1）福祉避難所の取扱いについて

町村等が高齢者、障がい者、妊産婦、病弱者等を対象とする福祉避難所を指定・併設した場合には、当該施設を避難所の一部とみなします。

（注2）避難所の設置における人数の捉え方

避難所に避難した住民等を1人1日あたりの額で計算し、それらの延べ人数を捉えます。避難が当日の夜の12時（午前0時）をまたいで翌日の時間帯に及ん

だ場合は、2日として計算します。

昼間または夜間のみの避難であっても原則として1日または1人として計算するものとします。また、同様に避難所から朝に退所した者が同日の夜に避難所へ入所した場合でも1人として計算し、2人とは計算しません。

(注3) 支払基準の考え方について

定額ではなく、支払基準を限度に実費でお支払いします。ただし、福祉避難所の実費加算を除きます。

<2> 炊き出しその他による食品の給与

① 炊き出しその他による食品の給与

この保険でいう炊き出しその他による食品の給与（以下、「炊き出し等」といいます。）とは、災害が発生しまたは発生するおそれがあるため、住民等に対して、直ちに食することができる食べ物を提供することをいいます。

② 炊き出し等に関する保険金の支払限度額

炊き出し等に係る保険金は、町村等が支出した「炊き出し等を実施するために支出した費用」に関して、以下の支払基準で算出された金額を限度にお支払いします。

なお、始めの避難指示または高齢者等避難の発令した日から7日以内を限度とします。

*** 支払基準：1人1日あたり 1,230円（注1）（注2）を支払限度額とした実費。**

(注1) 大人も小人もそれぞれ1人として数えるものとします。

(注2) 支払基準の考え方について

定額ではなく、支払基準を限度に実費をお支払いします。

③ 補償対象となる費用および範囲

おにぎり、調理済み食品、パン、弁当等直ちに食することができる食べ物を購入する費用が対象となります。

<3> 飲料水等の供給

① 飲料水等の供給

この保険でいう飲料水等（注）の供給とは、災害が発生し、または発生するおそれがあるため、飲料水等を得ることができない住民等に対して、飲料水等を提供することをいいます。（飲料に供するために使用するコップ等の消耗品を購入する費

用を含みます。)

(注)飲料水の範囲には、飲み水そのものをはじめ、ペットボトル入りの水・お茶・ジュース・清涼飲料水等も含まれます。

② 飲料水等の供給に関する保険金の支払限度額

飲料水の供給に関する保険金は、被保険者が負担する水の購入費等につき、町村等の地域における通常の実費を限度にお支払いします。

なお、始めの避難指示または高齢者等避難を発令した日から7日以内を限度とします。

<4> 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与

① 補償対象となる費用および範囲

この保険でいう被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与（以下、「被服等の給与または貸与」といいます。）とは、町村等において住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼または床上浸水等（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含みます。）の被害を受ける災害が発生したため（注1）（注2）、日常生活上必要な被服、寝具その他日用品等をただちに提供または貸与することをいいます。

(注1)被害の判定については、罹災証明書の判定によります。

(注2)住家が実際に上記のような被害を受ける状態に至っていなくても、帰宅することにより住民の危険が著しく増加する等、被害を受ける事態が逼迫していると町村等が判断し、提供または貸与することを認めた場合、当該費用は対象となります。具体的には以下の(1)から(4)のいずれかを提供または貸与することをいいます。

- (1) 被服、寝具および身の回り品
- (2) 日用品
- (3) 炊事用具および食器
- (4) 光熱材

ただし、避難所において通常防寒のために配布される毛布は、当該費用としては対象外ですが、前の<1>避難所設置①避難所の設置、維持および管理のための消耗器材費等に記載している費用として対象となります。

② 被服等の給与または貸与の保険金の支払限度額

被服等の給与または貸与に関する保険金は、「被服等の給与または貸与のために支出した費用」について下表を限度にお支払いします。

なお、始めの避難指示または高齢者等避難を発令した日から10日以内を限度とします。

下表には、住家が災害の発生により実際に全壊、全焼、流出、半壊、床上浸水等の大きな被害を受けた場合、被服等の給与または貸与のために支出できる費用の上限を定めています。

(住家の全壊、全焼または流出により被害を受けた世帯)

季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人増すごとに加算する額
夏季	19,200円	24,600円	36,500円	43,600円	55,200円	8,000円
冬季	31,800円	41,100円	57,200円	66,900円	84,300円	11,600円

(住家の半壊、半焼または床上浸水により被害を受けた世帯)

季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人増すごとに加算する額
夏季	6,300円	8,400円	12,600円	15,400円	19,400円	2,700円
冬季	10,100円	13,200円	18,800円	22,300円	28,100円	3,700円

季別とは始めの避難指示または高齢者等避難を発令した日に応じて夏季または冬季の区分をされ、4月1日から9月30日までの間を夏季とし、10月1日から翌年3月31日までの間を冬季とします。

<5> 医療および助産

① 医療

この保険でいう医療とは、災害が発生しまたは発生するおそれがあり、医療機関に受診することができなくなった住民等に対して、町村等が人命救助の観点から、医師または救護班等（以下救護班等といいます。）が、応急的に以下の（1）から（5）のいずれかを行うことにより、町村等が負担する費用をお支払いします。

なお、始めの避難指示または高齢者等避難を発令した日から14日以内に町村等が提供したものをこの保険の対象とします。

- (1) 診療
- (2) 薬剤または治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療および施術
- (4) 病院または診療所への収容
- (5) 看護

(注)あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）または柔道整復師（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師または柔道整復師（以下「施術者」という。）を含みます。

② 助産の定義

本保険でいう助産とは、町村等が始めの避難指示または高齢者等避難を発令した日の以前または以降の7日以内に分娩した者に対して、町村等が以下の(1)から(3)の助産の提供を指示することをいいます。

- (1) 分娩の介助
- (2) 分娩前および分娩後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

③ 医療および助産に関する保険金の支払限度額

(1) 医療に関する保険金の支払限度額

医療に関する保険金は、町村等が支出した医療に関する費用の実費を対象とします。

ただし、医師または救護班等による場合は、使用した薬剤、治療材料および破損した医療器具の修繕費等の実費を限度とし、病院または診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の金額を限度とし、施術者による場合は、協定料金の金額を限度とします。

(2) 助産に関する保険金の支払限度額

助産に関する保険金は、町村等が支出した助産に関する費用の実費を限度にお支払いします。

ただし、医師または救護班等による助産の提供の場合は、使用した衛生材料等についての実費を限度とし、助産師による助産の提供の場合は、慣行料金の100

分の80以内の金額を限度とします。

<6> 学用品の給与

① 学用品の給与の定義

この保険でいう学用品の給与とは、町村等において住家に全壊、全焼、流失、半壊、半焼ならびに床上浸水の被害を受けたため、学用品を喪失・損傷（注1）（注2）し、就学上支障のある小学校児童（注3）中学校生徒（注4）および高等学校等生徒（注5）に対して、次のアとイの品目を給付することをいいます。

（注1）被害の判定については、罹災証明書の判定によります。

（注2）住家が実際に上記のような被害を受ける状態に至っていなくても、帰宅することにより住民の危険が著しく増加する等被害を受ける事態が逼迫していると町村等が判断し、給付することを認めた場合、当該費用は対象となります。

ア. 教科書

教科書とは、小学校児童および中学校生徒の場合、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書および教科書以外の教材（以下、「教科書」といいます。）で、教育委員会に届け出またはその承認を受けたものをいいます。また、高等学校等生徒の場合、正規の授業で使用する教科書をいいます。なお、学校は公立、私立を問いません。

なお、町村等において始めの避難指示または高齢者等避難を発令した日から1か月以内に給付した教科書にかぎります。

イ. 文房具、通学用品

町村等において始めの避難指示または高齢者等避難を発令した日から15日以内に給与したものにかぎります。

（注3）小学校児童

義務教育学校の前期課程および特別支援学校の小学部児童を含みます。

（注4）中学校生徒

義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程および特別支援学校の中学部生徒を含みます。

（注5）高等学校等生徒

高等学校（定時制の課程および通信制の課程を含みます。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程および通信制の課程を含みます。）、特別支援学校の

高等部、高等専門学校、専修学校および各種学校の生徒をいいます。

② 学用品の給与に関する保険金の支払限度額

学用品の給与に関する保険金は、町村等が支出した費用の実費および下記アならびにイに定める金額を限度にお支払いします。

ア. 教科書

前記①アに定める教科書を給与するために町村等が支出した費用の実費とします。

なお、始めの避難指示または高齢者等避難を発令した日から1か月以内を限度とします。

イ. 文房具費および通学用品費

町村等から給与を受ける生徒の学校の区分に応じて、下表の金額を1人あたりの限度額とします。

なお、始めの避難指示または高齢者等避難を発令した日から15日以内を限度とします。

学校の区分	支払限度額／1人あたり
小学校児童	4,800円
中学校生徒	5,100円
高等学校等生徒	5,600円

<7> 救助のための輸送費

① 救助のための輸送費の定義

この保険でいう救助のための輸送費とは、町村等が支出した以下のアからカに関する輸送費用をいいます。

ア. 避難所の設置に伴う輸送費

避難所の設置に伴う各種物資を輸送する費用をいいます。

なお、被災者を避難所に輸送するための輸送費を含みます。

イ. 炊き出しその他による食品の給与の輸送費

炊き出し等を提供するための輸送費をいいます。

ウ. 飲料水供給のための輸送費

飲料水供給のための輸送は、飲料水それ自体の輸送と飲料に適する水を確保するための輸送をいいます。飲料に適する水を確保するための輸送とは、それに必要な人員、ろ水器その他飲料水の供給に必要な機械、器具、資材等の輸送をいいます。

エ. 被服・寝具その他生活必需品の給与または貸与の輸送費

被災者に給与・貸与する被服・寝具その他生活必需品を輸送する費用をいいます。

オ. 医療および助産のための輸送

ここでいう医療および助産についての輸送は、患者等を救護班が、仮設する診療所、病院、産院等に入院または通院させる場合、あるいは他の病院、診療所等に輸送する場合をいいます。医療および助産を行う場合の救護班に関する人員および医薬品ならびに衛生材料等の輸送については、そのうちの医薬品および衛生材料等は救援用物資の輸送に含め、人員については、ここにいう医療、助産の輸送費に加えるものとします。

なお、退院または分娩が終了し帰宅する際の輸送は、対象とはなりません。

カ. 学用品の給与に伴う輸送費

学用品の提供に伴う輸送費をいいます。

② 救助のための輸送に関する保険金の支払限度額

救助のため支出できる輸送に関する保険金は、1事故支払限度額の範囲内において町村等が支出した費用を限度にお支払いします。

<8> 応急救助費

① 応急救助費の定義

この保険でいう応急救助費とは、町村等において災害が発生しまたは発生するおそれがあるため、町村等が支出した以下のアからカのいずれかに該当する費用をいいます。

ア. 時間外勤務手当

本保険でいう時間外勤務手当とは、町村等が雇用する職員等（注1）が、住民等の安全を確保することを目的に、通常の勤務時間を超える業務に従事した場合、これら応急救助業務（注2）に従事した時間に対して、町村等が支出した超過勤務手当等（注3）をいいます。

なお、応急救助業務を所管する部局以外の職員も、応急救助業務に従事した場合には、この保険の対象にすることができます。

応急救助業務に従事させるために新たに雇用した職員については、賃金および超過勤務手当が対象となります。

(注1) この保険でいう職員等とは、町村等が雇用する常勤職員、臨時職員、会計年度任用職員および非常勤職員、または消防団員をいいます。

なお、水防団員、議会議員、各種団体の役職員（一部事務組合、広域連合等）および被災地域の自治会役職員等は、職員には含まれません。

(注2) この保険でいう応急救助業務とは「避難指示または高齢者等避難」の発令にともなう、避難業務、人命救助業務等をいいます。

(注3) 時間外勤務手当には、正規の勤務日以外に勤務した場合の休日勤務手当、宿直手当および日直手当等を含みます。時間外勤務手当の金額は被保険者が定めた条例等に基づいた金額とします。

消防団員の場合、被保険者が定めた条例に基づいて町村等が支払う出勤報酬または出勤手当とします。

◎本保険で支払対象となる時間外勤務手当

〔一部の地区においてのみ避難指示等を発令した場合のその他の応急救助に関わる職員の取扱いについて〕

A地区において避難指示等が発令された時点以降であれば、B地区、C地区、D地区においては、避難指示等の発令がなされていなくても、応急救助に関わる業務に従事した職員の時間外勤務手当も対象となります。

〔避難指示等発令の前段階において支出した費用の取扱いについて〕

避難指示等の発令の当日に支出した費用については、支払対象となります。なお、前日に支出した費用は含まれません。

◎本保険で時間外勤務手当が支払対象となる職員の状態

応急救助業務に直接従事した次の職員が支払対象となります。

- ①避難所に配置されて対応を行った職員
- ②災害対策本部等に配置されている職員
- ③土砂災害、浸水等の確認のための見回りを行っている職員
- ④町村等庁舎において待機している職員等

*災害救助法第2条第2項のみが適用された場合については①の職員の時間外勤務手当は対象となりません。（国庫負担となる費用のため）

イ. 旅費

この保険でいう旅費とは、町村等が応急救助を行うのに、職員を派遣するために支出した旅費をいい、具体的には都道府県内の相互の指導連絡旅費、都道府県庁または中央官庁等への打ち合わせ旅費をいいます。

ウ. 消耗品費

この保険でいう消耗品費とは、主に町村等が応急救助のために、町村等内で使用する消耗品を購入した費用をいいます。

エ. 燃料費

この保険でいう燃料費とは、町村等が応急救助業務を行うのに必要な庁舎等暖房用燃料およびガソリン代等の購入費用をいいます（輸送費を含みます。）。

なお、応急救助業務を行うのに必要な庁舎内暖房用燃料とは、応急救助業務を行った日に必要となった庁舎内暖房用燃料量の合計値と、始めの避難指示または高齢者等避難を発令した日の前日もしくはその直近の平常時の1日あたりの庁舎内暖房用燃料量を換算し、その差分をいいます。

オ. 食料費

この保険でいう食料費とは、町村等の職員に対する炊き出し等および応急救助のための対策打合せ会等における食料費（飲料水を含みます。）を指します。真にやむを得ないと町村等が判断した場合のみ支給する食料費（飲料水を含みます。）を対象とします。

カ. 光熱水費

この保険でいう光熱水費とは、町村等が、応急救助業務を行うために支出した必要な電気代、水道代およびガス代をいいます。

なお、応急救助業務を行うのに必要な電気代、水道代およびガス代とは、応急救助業務を行った日に必要となった電気代、水道代およびガス代の合計値と始めの避難指示または高齢者等避難を発令した日の前日もしくはその直近の平常時の1日あたりの電気代、水道代およびガス代を換算し、その差分をいいます。

② 応急救助費に関する保険金の支払限度額

応急救助費に関する保険金は、1事故支払限度額の範囲内において町村等が支出した費用をお支払いします。

5. 保険金支払いの対象とならない損害

町村等が、次に掲げる費用を負担することによって被る損害については保険金支払いの対象となりません。

- (1) 被保険者およびその職員の法令違反によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 次の①から③までに掲げる事由によって生じた損害（注1）に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
 - ② 地震、噴火またはこれらによる津波（「地震・噴火・津波オプション」にご加入の場合は、保険金を300万円限度にお支払いします。）
 - ③ 核燃料物質（注3）または核燃料物質によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

（注1） 次の①から③までに掲げる事由によって生じた損害

これらの事由によって発生した前条の事故が拡大して生じた損害および発生原因を問わず事故がこれらの事由によって拡大して生じた損害を含みます。

（注2） 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注3） 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注4） 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

6. 地震・噴火・津波オプション

基本補償で対象外としている地震・噴火またはこれらによる津波に起因する避難指示または高齢者等避難を発令したことによる費用（基本補償と同様）を1事故・年間共通で、300万円を限度にお支払いします。

* 「保険金支払いの対象となる損害」、「保険金支払いの対象となる費用」、「保険金支払いの対象とならない損害」、「お支払いする費用の種類」、「支払基準」、「支払期間」は基本補償と同じです。

* 基本補償同様、高齢者等避難については支払割合（50%）が適用されます。

* 「地震・噴火・津波オプション」は基本補償に加入の場合のみ追加で加入できます。

第3章 加入手続き

1. 加入のご案内

加入する町村等は後に記載する「加入依頼書」(様式第1号)に希望する契約プランを選択して、所定事項を記入のうえ、これに保険料分担金を添えて期日までに都道府県町村会へ提出してください。

◇加入する契約プランの保険料分担金と1事故支払限度額および年間支払限度額

以下の契約プランから1種類を選択して加入してください。

〈基本補償〉

(保険期間1年)

基本補償		プランA	プランB	プランC
年間支払限度額		2,000万円	1,500万円	500万円
1事故支払限度額		500万円	300万円	100万円
支払割合	避難指示	100%	100%	100%
	高齢者等避難	50%	50%	50%
保険料 (一括払)	北海道	162,020円+ (住民数×28円)	135,510円+ (住民数×23円)	80,660円+ (住民数×13円)
	東北	427,220円+ (住民数×35円)	349,410円+ (住民数×28円)	197,740円+ (住民数×16円)
	関東	837,010円+ (住民数×62円)	670,360円+ (住民数×51円)	362,470円+ (住民数×29円)
	北信越	704,090円+ (住民数×57円)	569,600円+ (住民数×48円)	315,590円+ (住民数×28円)
	東海	548,930円+ (住民数×41円)	439,580円+ (住民数×34円)	237,670円+ (住民数×19円)
	近畿	868,310円+ (住民数×55円)	700,850円+ (住民数×45円)	385,740円+ (住民数×25円)
	中国	835,030円+ (住民数×55円)	670,570円+ (住民数×44円)	364,920円+ (住民数×24円)
	四国	1,030,900円+ (住民数×80円)	839,510円+ (住民数×66円)	469,950円+ (住民数×37円)
	九州	1,119,740円+ (住民数×73円)	901,070円+ (住民数×59円)	492,580円+ (住民数×33円)

北海道：北海道 東北：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島 関東：茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨 北信越：新潟、富山、石川、福井、長野 東海：岐阜、静岡、愛知、三重
近畿：滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山 中国：鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国：徳島、香川、愛媛、高知 九州：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

〈地震・噴火・津波オプション〉

地震・噴火・津波オプション		
年間支払限度額 (*1)	300万円	
1事故支払限度額 (*2)	300万円	
支払割合	避難指示	100%
	高齢者等避難 (*3)	50%
保険料分担金 (一括払)	16万円+(住民数×3円) *年間保険料上限額30万円	

(*1)年間支払限度額

保険期間を通じてお支払いする保険金の最高限度額です。

(*2)1事故支払限度額

1事故(同一事故)においてお支払いする保険金の最高限度額です。

(*3)保険金支払割合

高齢者等避難については、支払割合(50%)が設定されています。

支払対象費用に50%を掛けた金額が支払われます。

避難指示については、支払割合は適用されません。

◇各プラン共通の費用項目別保険金支払基準および限度額

※災害救助法に基づく救助費用の対象内容を参考にしておりますが、同法とは違った独自の保険制度の基準や限度額となります。

	補償対象とする費用 (救助の種類)	支払基準 および限度額	保険金支払期間 始めの避難指示等が発令 された日もしくは新たな 事故日を基準とします。
①	避難所の設置	1日1人あたり340円もしくは1事故10万円のどちらか高い金額を限度とした実費	基準日から7日以内
②	炊き出しその他による食品の給与 (食料供給費用)	1日1人あたり1,230円を限度とした実費	基準日から7日以内
③	飲料水等の供給	町村等の区域における通常の実費	基準日から7日以内
④	被服、寝具その他生活必需品の給与 または貸与	13ページ掲載の表に「被服等の給与または貸与のために支出できる費用の上限」が示されています。	基準日から10日以内
⑤	医療・助産のため支出できる費用	<input type="checkbox"/> 医療 (ア)医師・救護班等 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費を限度 (イ)病院または診療所 国民健康保険診療報酬の金額を限度 (ウ)施術者 協定料金の金額を限度 <input type="checkbox"/> 助産 (ア)医師・救護班等 使用した衛生材料等の実費を限度 (イ)助産師 慣行料金の100分の80以内の金額を限度	<医療> 基準日から14日以内に町村等が提供したもの <助産> 基準日の以前または以降の7日以内
⑥	学用品の給与	<input type="checkbox"/> 教科書 正規の教材について通常の実費 <input type="checkbox"/> 文房具および通学用品 1人あたりの支払限度額 小学校児童 4,800円 中学校生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	<教科書> 基準日から1か月以内 <文房具、通学用品> 基準日から15日以内
⑦	救助のための輸送費	被保険者の区域における通常の実費	救助の実施が認められる期間内
⑧	応急救助費	時間外勤務手当、消防団員の出動報酬または出動手当、旅費、消耗品費、燃料費、食料費、光熱水費など	救助の実施が認められる期間内

2. 加入申込みに際して

(1) 住民数

加入手続き時点で把握される最新の「住民基本台帳」に基づく人口統計による人口総数（外国人を含みます。）をご記入ください。

(2) 保険責任

保険期間の始期は当該年の5月1日午後4時からですが、この始期までに保険料分担金が都道府県町村会に納入されていない場合は、保険責任が発生しませんのでご注意ください。

3. 個人情報の取扱い等について

全国町村会および都道府県町村会は、本保険契約の適切な運営を目的として、本保険契約に関する個人情報（加入依頼書に記載された町村長名、所管課の名称・職名・氏名）を利用し、また、引受保険会社（幹事）である損害保険ジャパンに提供します。損害保険ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損害保険ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損害保険ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損害保険ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。契約内容の詳細は、「手引」または「制度ご案内」（パンフレット）等をご参照ください。

4. 保険料分担金の算出

本保険の基本補償保険料分担金は、地区・契約プラン毎に定められた保険料分担金料率（定額＋住民数単価）をもとに算出します。

「地震・噴火・津波オプション」に加入する場合は、契約プラン毎に定められた保険料分担金料率（定額＋住民数単価）をもとに算出した、地震・噴火・津波オプション保険料分担金を基本補償保険料分担金に加算します。

基本補償保険料分担金に地震・噴火・津波オプション保険料分担金を加えた金額が保険料分担金となります。

（注）算出基礎となる住民数は加入手続き時点で把握される最新の「住民基本台帳」による人口総数（外国人を含みます。）です。

〈基本補償保険料分担金〉

契約プラン	プランA	プランB	プランC	
保険料分担金 （一括払）	北海道	162,020円＋（住民数×28円）	135,510円＋（住民数×23円）	80,660円＋（住民数×13円）
	東北	427,220円＋（住民数×35円）	349,410円＋（住民数×28円）	197,740円＋（住民数×16円）
	関東	837,010円＋（住民数×62円）	670,360円＋（住民数×51円）	362,470円＋（住民数×29円）
	北信越	704,090円＋（住民数×57円）	569,600円＋（住民数×48円）	315,590円＋（住民数×28円）
	東海	548,930円＋（住民数×41円）	439,580円＋（住民数×34円）	237,670円＋（住民数×19円）
	近畿	868,310円＋（住民数×55円）	700,850円＋（住民数×45円）	385,740円＋（住民数×25円）
	中国	835,030円＋（住民数×55円）	670,570円＋（住民数×44円）	364,920円＋（住民数×24円）
	四国	1,030,900円＋（住民数×80円）	839,510円＋（住民数×66円）	469,950円＋（住民数×37円）
	九州	1,119,740円＋（住民数×73円）	901,070円＋（住民数×59円）	492,580円＋（住民数×33円）

〈地震・噴火・津波オプション保険料分担金〉

保険料分担金	16万円＋（住民数×3円）
--------	---------------

*地震・噴火・津波オプション保険料分担金の年間保険料は30万円を上限とします。

〈具体例〉

関東地区の人口10,867人の町が、プランAに加入し、地震・噴火・津波オプションに加入する場合

$$837,010円 + (10,867人 \times 62円) + 160,000円 + (10,867人 \times 3円)$$

$$= 837,010円 + 673,754円 + 160,000円 + 32,601円 = 1,703,365円$$

5. 保険期間と年度途中からの加入（中途加入）取扱いについて

- (1) 本保険は、令和8年5月1日午後4時から令和9年5月1日午後4時までを基本保険期間としています。
- (2) 令和8年5月2日以降令和9年5月1日までの間に新規に加入する（中途加入）町村は、令和9年5月1日までの短期（12か月未満）を保険期間とする加入申込みをしていただきます。
- (3) 1年間の保険料分担金は前記4. のとおりですが、上記（2）のように年度の途中で加入する場合でも、年間分の保険料分担金が必要となります。なお、中途加入時の保険料分担金の算出基礎となる住民数は、中途加入手続き時点で把握される最新の「住民基本台帳」による人口総数（外国人を含みます。）です。

中途加入は随時できますが、加入依頼書を都道府県町村会へ送付いただき、都道府県町村会の受付日より14日後の午前0時から契約は開始となります。

なお、申込みに際して、下記の「申込み契約の締結期限」が設定されています。ご希望の保険開始日の前日から起算して14日前までに必ず手続きを済ませてください。ご希望の保険開始日より保険を発効するためには、保険契約の締結および保険料の送金支払いが必須となりますので、締結期間内に手続きを完了させてください。

受付日より14日を超えて、保険料分担金が着金となった場合、着金日を保険始期日とします。

* 申込み契約の締結期限……ご希望の保険開始日の前日から起算して14日前までに

6. 契約プラン型の変更等

予算措置等のやむを得ない事情等により、後日契約プラン型を変更する場合には、次の通り契約プランの補償条件がアップになる場合にかぎり、契約プラン型の変更を受付させていただきます。

再度「加入依頼書（様式第1号）」に所定事項を記入のうえ、変更前後の保険料分担金の差額を追加送金ください。型変更やオプションの中途付帯の場合、変更後の保険料分担金算出にあたる住民数はご加入時に申告された住民数となります。

加入依頼書の余白に、「〇月〇日 契約プランCを契約プランAへ変更」等を記載し、都道府県町村会へ提出してください。

< 手続き可能な型変更等 >

* プランCもしくはプランBからそれぞれプランAへ変更

* プランCからプランBへ変更

* 地震・噴火・津波オプションの中途付帯

契約プラン型変更の申込みに際して、下記の「申込み契約の締結期限」が設定されています。申込日の前日から起算して14日前までに必ず手続きを済ませてください。ご希望の保険開始日より保険を発効するためには、保険契約の締結および保険料の送金支払いが必須となりますので、締結期間内に手続きを完了させてください。

受付日より14日を超えて、保険料分担金が着金となった場合、着金日を保険始期日とします。

* 申込み契約の締結期限……ご希望の保険開始日の前日から起算して14日前まで

7. 加入手続き

(1) 加入する町村等は、

「加入依頼書」(様式第1号)に加入を希望する契約プランを選んで、所定事項を記入のうえ、これにもとづく保険料分担金を添えて、提出期限までに都道府県町村会へ提出ください。加入依頼書の記載内容に間違いがないか、ご確認のうえお申込みください。

保険責任は、保険料分担金を都道府県町村会あて、銀行振込、郵便振替等によって送金した日の午後4時前の事故は原則として対象になりませんのでご注意ください。

※後日、都道府県町村会より返送される加入依頼書(町村返送用)は大切に保管してください。

(2) 都道府県町村会は、

① (1)による加入依頼書にもとづき、「加入依頼書送付書」(様式第2号)に必要な事項を記載し、加入依頼書(契約確認用)①と加入依頼書送付書(契約確認用)①を提出期限までに全国町村会へ提出してください。

② 加入町村等から保険料分担金が送金されたら金額を確認のうえ、加入依頼書②③④⑤に領収日付、領収印を捺印し、加入依頼書(町村返送用)②を当該町村等に返送してください。

(返送された加入依頼書は、本保険の「加入証」となりますので、事故が発生して保険金を請求する場合に提示できるよう町村などで保管することになります。)

③ 加入依頼書(全国町村会控)④と加入依頼書送付書(全国町村会控)③は、これに相当する保険料分担金とともに全国町村会へ提出・送金してください。

④ 加入依頼書(損害保険ジャパン保険金サービス課控)⑤は、損害保険ジャパン保険金サービス課へ提出ください。

※提出先は、「事故発生時の連絡先一覧」をご確認ください。

(3) 全国町村会は、

① 加入依頼書(契約確認用)①と加入依頼書送付書(契約確認用)①および保険料分担金をとりまとめ、損害保険ジャパンへ提出し、一括保険契約を締結します。

(4) 告知義務と通知義務

● 告知義務(ご契約締結時における注意事項)

(1) ご加入の際、告知事項(加入依頼書の記載事項すべて)について、事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

(2) 保険契約締結の際、告知事項のうち重要な事項(住民数)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告

げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金が支払われないことがあります。

● 通知義務（ご契約締結後における注意点）

保険契約締結後、ご契約内容の変更や市町村合併が発生する場合、あらかじめご通知ください。ご通知やご通知に基づく追加保険料分担金のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金が支払われないことやご契約が解除されることがあります。

(5) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

(6) クーリングオフ

この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ（ご契約申込みの撤回等）ができません。

8. 気象アラートサービス SORA レジリエンスの利用

本保険に加入をいただいた町村等は、気象アラートサービス SORA レジリエンスの利用が可能です。利用を希望する場合は、専用のメールアドレスまで、以下①～⑥の情報をお送りください。後日、利用における ID や PW をお送りいただいた⑤メールアドレスへご案内いたします。なお、⑤メールアドレスは、1 町村 1 つのみとなります。

①都道府県名

②市町村名

③部署名

④担当者名

⑤メールアドレス（1 つまで）

⑥連絡先電話番号

専用メールアドレス（気象アラートサービス SORA レジリエンス事務局）：

10_sora-resilience.jimukyoku@sompo-japan.co.jp

記入例

〇〇 都道府県 町村会長 殿

〇〇 町村長 〇〇 〇〇 押印省略可

令和〇年度

全国町村会「災害対策費用保険」加入依頼書

全国町村会が損害保険ジャパン株式会社を幹事保険会社とする損害保険会社と締結した「全国町村会災害対策費用保険」に下記事項が事実と相違ないことを確認し、下記のとおり加入の申込みをします。

1. 保険期間 令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年5月1日
2. 契約プラン型・保険料分担金

(1) 加入を希望するプランおよびオプションの有無を選び○で囲んでください。

「基本補償」契約プラン型	地震・噴火・津波オプション
<input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	<input checked="" type="radio"/> 加入する <input type="radio"/> 加入しない

(2) 該当の地区に○をしてください

<input checked="" type="radio"/> 北海道	北海道	<input type="radio"/> 近畿	滋賀・京都・大阪・奈良・和歌山・兵庫
<input type="radio"/> 東北	青森・秋田・岩手・山形・宮城・福島	<input type="radio"/> 中国	岡山・広島・山口・鳥取・島根
<input type="radio"/> 北信越	新潟・富山・石川・福井・長野	<input type="radio"/> 四国	徳島・香川・愛媛・高知
<input checked="" type="radio"/> 関東	東京・神奈川・埼玉・千葉・茨城・栃木・群馬・山梨	<input type="radio"/> 九州	福岡・佐賀・長崎・大分・熊本・宮崎・鹿児島・沖縄
<input type="radio"/> 東海	静岡・愛知・岐阜・三重		

(3) 基本補償は、保険料表より該当地区に応じた「基本保険料分担金(定額)」と「住民数による保険料分担金の単価」を転記し、加入時点で把握される最新の住民台帳による住民数を記入して、保険料分担金(年間)を算出してください。地震・噴火・津波オプションに加入される場合は別途保険料を合算してください。

[基本補償] 保険料分担金 (1円単位)		(年間保険料上限額: 設定なし)	
基本保険料分担金(定額)(円) ...①	837,010 円	保険料分担金 A = ① + (③ × ②)	= 3,879,784 円
住民数による保険料分担金の単価(円) ...②	62 円		
住民数(人) ...③	49,077 人		

+

[地震・噴火・津波オプション] 保険料分担金 (1円単位)		(※年間保険料上限額: 300,000円)	
保険料分担金(定額)(円)	160,000 円	保険料分担金 B ^(※) = 160,000円 + (③ × 3円)	= 300,000 円
住民数(人) ...③	49,077 人		

※地震・噴火・津波オプションの保険料分担金は地区による分類はありません。

合計保険料分担金 (A + B)	A: 3,879,784 + B: 300,000 = 4,179,784 円
------------------	---

3. その他

加入依頼書について、ご照会等する場合は所管部署および担当者名を記入してください。

担当部署	総務課	担当者名	〇〇〇〇
TEL	△△-△△△△-△△△△	メールアドレス	XXXXXXXXXXXXXXXXXX

<お願い>
この加入依頼書は、5枚とも全て都道府県町村会に提出ください。
各都道府県町村会にて保険料分担金受領後に領収印を押印し、「町村(市)返送用」を返送します。

加入依頼書 NO. _____

第4章 保険金請求および支払い

1. 事故が発生した場合の手続き

(1) 保険会社（損害保険ジャパン）への連絡

町村等が災害の発生に備え、避難指示または高齢者等避難の発令を行い、避難所を開設したことから、町村等において災害救助費用の負担による損害発生が見込まれた場合には、損害保険ジャパンの保険金サービス課へ連絡してください。

連絡は、「全国町村会災害対策費用保険に加入している町村であり、今回災害救助費用の損害事故が発生した。損害調査の係に連絡したい。」旨申し出てください。

その際、連絡すべき項目は別添「全国町村会災害対策費用保険事故報告書」（様式第3号）記載項目と同様の事項ですので、あらかじめこれらの項目について調査可能なものは調査確認しておいてください。

なお、保険会社は当該町村の承認がないかぎり、保険の内容、費用損害事故の内容等について一切外部にもらすことはありません。

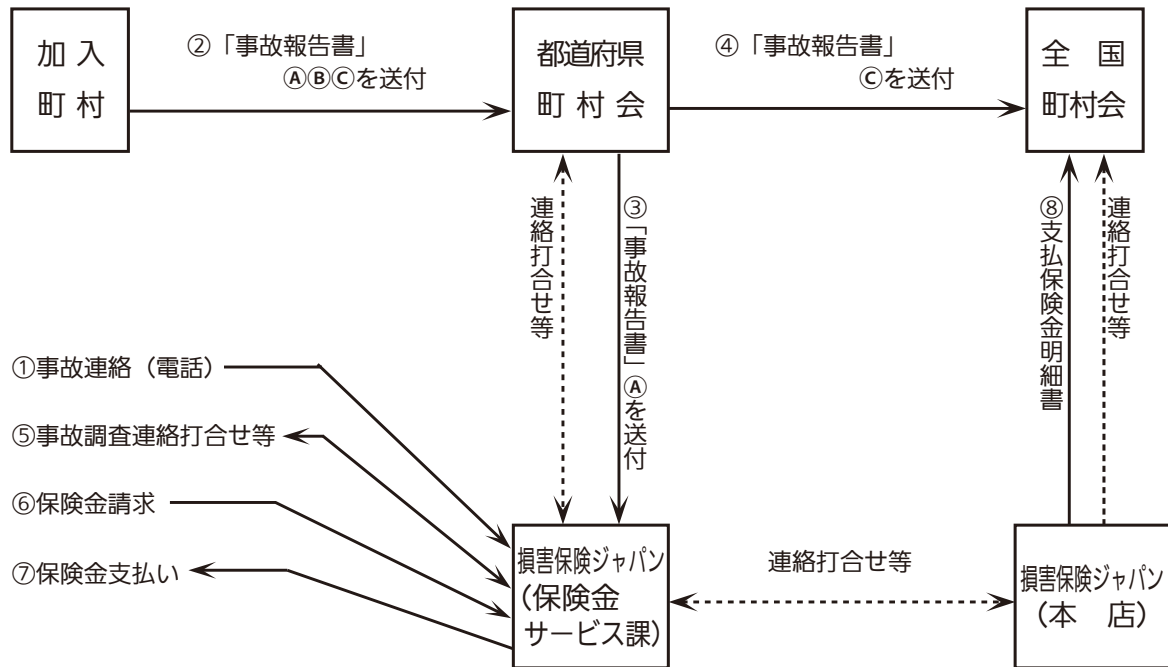
(2) 都道府県町村会、全国町村会への報告

別添、様式第3号「事故報告書」に所定事項（判明している事項）を記入のうえ、4写式のD（町村控）を控え、他の3枚を都道府県町村会宛に送付してください。都道府県町村会はB（都道府県町村会用）を控えとし、C（全国町村会用）を全国町村会宛に送付します。この際、事故報告書以外の資料の送付は不要です。なお、都道府県町村会はA（損害保険ジャパン保険金サービス課用）を損害保険ジャパンの損害保険ジャパン保険金サービス課へ送付するとともに事故処理を依頼してください。

(3) 事故処理の進め方

本保険の適用対象の有無、事故報告書、災害救助費内訳報告書あるいは保険金請求書の書き方など具体的な事故処理の手続きは、当該町村等と損害保険ジャパンの保険金サービス課との間で進めます。手続きを図示すると次項「2. 事故処理手続の事務フロー」のとおりです。

2. 事故処理手続きの事務フロー



- ① 事故が発生したら電話で損害保険ジャパン保険金サービス課（巻末「事故発生時の連絡先一覧」参照）に連絡します。
- ② 加入町村は費用損害状況を確認のうえ、「事故報告書」（様式3）を4部作成（4写式）し、①②③を都道府県町村会あてに送付します。
- ③ 都道府県町村会は町村より受け取った「事故報告書」②を自己の控えとし、①を損害保険ジャパンの保険金サービス課へ送付します。
- ④ 都道府県町村会は残りの「事故報告書」④を全国町村会あてに送付します。なお、事故報告書以外の資料の送付は不要です。
- ⑤ 損害保険ジャパンの保険金サービス課は、町村からの事故報告に基づき、当該町村と連絡打合せを行います。
- ⑥ 事故の調査確認を行い、支払保険金額が決定しますと、町村は損害保険ジャパンの保険金サービス課に対し、必要書類添付のうえ、所定の保険金請求用紙で保険金の請求を行います。
必要書類は、損害保険ジャパンの保険金サービス課からご案内します。
- ⑦ 保険金請求書に基づき町村に保険金が支払われます。
- ⑧ 全国町村会へは、損害保険ジャパンの本店から支払保険金明細書を提出します。

3. お支払事例

ケース 1

梅雨前線による大雨のため避難指示発令。金曜夕方から月曜早朝に至るまで、山間遠隔地を中心に7か所の避難所を開設。各避難所には2名の職員を配置。本部に災害対策本部を設置し、5名の職員を常駐。

Aプラン加入1事故500万円支払限度 支払割合100%

	計算の根拠	費用金額
避難所の設置	157名×4日間×340円（上限）	213,520円
食料供給費用	157名×4日間×1,230円（上限）	772,440円
飲料水供給費用	災害時用備蓄水ペットボトル（500ml）×2本×157名 1本100円	31,400円
医療・助産費用	患者2名に対する病院への収容、看護費用48,000円 母子1名に係る助産師への分娩費用200,000円	248,000円
1から6までの 輸送費用	医療および助産のための輸送費用50,000円	50,000円
応急救助費	職員超過勤務手当「避難所」16万円（金曜から月曜朝の 超過勤務手当）×7か所×2名=2,240,000円 「災害対策本部」16万円（同上）×5名=800,000円	3,040,000円
合計	* 合計支払保険金 4,355,360円<500万円の支払限度内	4,355,360円

ケース 2

台風による大雨のため高齢者等避難の発令。

月曜夕方から火曜日早朝まで、5か所の避難所を開設。

各避難所には2名の職員を配置。本部に災害対策本部を設置し、5名の職員を常駐。

Bプラン加入1事故300万円支払限度 支払割合50%

	計算の根拠	費用金額
避難所の設置	133名×2日間×340円（上限）	90,440円
食料供給費用	133名×2日間×1,230円（上限）	327,180円
飲料水供給費用	災害時用備蓄水ペットボトル（500ml）×2本×133名 1本100円	26,600円
医療・助産費用	救護班による患者1名に対する手術、治療および薬剤投 与に係る治療実費53,000円	53,000円
1から6までの 輸送費用	医療のための輸送費用20,000円	20,000円
応急救助費	職員超過勤務手当「避難所」3.6万円（月曜から火曜朝 の超過勤務手当）×5か所×2名=360,000円 「災害対策本部」3.6万円（同上）×5名=180,000円	540,000円
合計	* 合計支払保険金 528,610円<300万円の支払限度内 高齢者等避難の発令は、支払割合50%適用となるため 1,057,220円×50%=528,610円	1,057,220円

※これらは事例であり、実際の事故によってお支払保険金の額は異なります。

4. 保険金請求に必要な書類

保険金請求に際して、原則として次の書類が必要となります。

- ◇全国町村会災害対策費用保険事故報告書（災害救助費明細を含みます。）様式第3号
避難所設置の場所（施設名、所在地）等災害救助費用の詳細について、保険会社が損害額の算定上、必要と判断し該当書類、資料の提出を求めた場合は、遅滞なく提出し、損害の調査に協力ください。
- ◇保険金請求書（火災・新種保険）兼他の保険契約等の保険金請求に関する同意書兼個人情報取扱いに関する同意書は、事故発生後に、損害保険ジャパン保険金サービス課から提供します。

5. 個人情報の取扱いに関する同意書(案)

主に医療および助産等に関わる救助費用を対象とする場合の事故についての情報は、プライバシーに関する医療情報等のセンシティブ情報が含まれていることから、取り扱いには十分に注意する必要があります。従いまして損害保険ジャパンへ事故報告書を送付する場合は、医療もしくは助産等の救助費用の対象となった方の個人情報取扱いについて、当事者間で以下の事項に合意していることが必要となります。

1. 損害保険ジャパンが、保険金の支払い、支払いの判断のため、医療もしくは助産等に関する救助の対象となった方の個人情報を取得、利用すること。
2. 損害保険ジャパンが、上記1. の利用目的のために、医療機関等に照会を行うことがある。
3. 全国町村会および都道府県町村会が、本保険制度の適切な運営を目的として、上記1. の個人情報を取得し、また、損害保険ジャパンに提供すること。

同意書は保険金請求の手続き上、必要な書類ではありませんが、同意書を取り付ける場合の雛形として、下記の「個人情報の取扱いに関する同意書（案）」をご利用ください。

個人情報取扱いに関する同意書（案）

（同意日） 年 月 日

〇〇町村 御中

住所

氏名

印

私は、 年 月 日の事故に係わる個人情報の内容について、損害保険ジャパン株式会社（以下、「損害保険ジャパン」といいます。）に提供し、下記のとおり取り扱われることに同意します。

記

1. 〇〇町村が、損害保険ジャパンに対し保険金の請求を行うために、必要な次の個人情報を損害保険ジャパン、全国町村会および都道府県町村会に提供すること。

【必要な個人情報の例】

氏名、性別、年齢（未成年の場合は保護者氏名）、住所、電話番号、病気・ケガ等の症状、助産の状況

2. 損害保険ジャパンが、保険金支払等の業務上必要とする範囲で、上記1. の個人情報の取得・利用を行い、医療機関等に照会することがある（損害保険ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細は、<https://www.sompo-japan.co.jp/>に記載）。

以上

事故報告書記載例

(様式第3号)

全国町村会「災害対策費用保険」災害発生報告書

損害保険ジャパン株式会社御中

災害対策費用保険事故について、次のおり報告します。
また、私は本件事故について、損害の費用対象である者の個人情報取扱について、当事者間で以下の事項に合意していることを通知します。

- 貴社が、保険金の支払、支払の判断のために、上記の個人情報を取得・利用すること。
- 貴社が、上記1.の利用目的のために、本件事故に関する関係先等に提供あるいは登録を行い、また、これらの者から提供を受けることがあること。

〇〇 都 道 府 (県)

〇〇 (町) 村 長
(市)

〇〇 太郎 (押印省略可)

令和 〇〇 年 〇 月 〇 日

加入依頼書受付日 (加入証に押印してある 受付印日付)	令和 〇〇年 〇 月 〇 日	契約 プラン	A 型	地震・噴火・津波特約 (有) (無)
災害の発生原因	梅雨前線による大雨のため、7月8日午後3時30分に避難指示を 発令した。			
災害救助法の適用 該当の番号を○で囲んで ください。	① 適用された。 ↓ 災害救助法が適用された 場合は補償の対象外です。	② 第2条第2項のみが 適用された。(注1参照) ↓ 第2条第2項が適用された場合は、 <u>国庫負担</u> となる費用以外が補償対象となります。	③ 適用されなかった。	
避難指示等を発 令した日時およ び解除した日時 避難指示等の発令が 複数以上の場合には別紙 (様式自由)に記入の うえ、添付ください。	該当を○で囲んでください。 ① 避難指示の発令 ② 高齢者等避難の発令 (発令日時) 令和 〇〇年 7 月 8 日 ⇒ (解除日時) 令和 〇〇年 7 月 11 日 (午前) (午後) 3 時 30 分 (午前) (午後) 11 時 20 分			
避難所設置数	7 箇所	応急救助に関わった職員数	19 名	
災害対応の状況	梅雨前線による大雨のため、7月8日午後3時30分に避難指示を発令した。7月8日午後2時頃に県内全域に対して、 気象庁より大雨注意報が発令された。当町でも職員による見回りを強化し、河川の水状況等を注視していた。 午後3時30分、100世帯350名を対象に避難指示を発令し、ほぼ同時刻に避難所7か所を設置した。 避難所(〇〇公民館)では、住民のためにビニールシートおよびタオルケット等を新たに購入し、住民に貸与した。また、 避難所にて延べ157名に弁当およびペットボトル入りミネラルウォーターを、コンビニで購入のうえ、配布した。 ①◇◇町立センターに避難されていたご婦人が急に助産を要する状態となったため、助産師に対する分娩費用と輸 送費用が発生した。 ②上平〇〇公民館に避難されていたご老人2名が体調が悪くなり、急速〇〇病院へ搬送し、治療を受けた。そのた め治療費用と輸送費用が発生した。 職員については、避難所毎に2名、本庁内対策本部に5名常時配備とした。明細については、右記明細参照。			
町村等連絡先	所在地 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇町中央 10 番地 担当課名 ◇◇部防災課 TEL: 0123-5-1111 担当者名 〇〇一郎 メールアドレス: XXX@XXXX.XX			

(注1)第2条第2項のみが適用された場合は、以下の費用が支払対象外となります。
・避難所の設置費用
・災害が発生するおそれが生じた際の要配慮者等の避難のための費用
・避難所対応職員の時間外勤務手当(避難所以外に出勤した職員の時間外勤務手当、消防団員の手当は支払対象です)

災害救助費明細

避難所設置の場所(施設名、所在地)等災害救助費用の詳細について、保険会社が損害額の算定上、必要と判断し該当書類、資料の提出を求めた場合は、遅滞なく提出し、損害の調査に協力ください。

区 分		員 数		支 払 対 象 額	根 拠	支 払 限 度
避難所の設置 (福祉避難所を含みます)		157	延人数	25,000円	ビニールシート、タオルケット 購入	1人1日あたり 340円もしくは1事故10万円の どちらか高い金額を限度とした実費 (福祉避難所の実費加算は除きます) ただし、災害救助法第2条第2項の みが適用された場合は、お支払いの 対象外です。
炊き出しその他による 食品給与		157	延人数	157,000円	157人に対して弁当を配布	1人1日あたり 1,230円以内の実費
飲料水給与		157	延人数	47,100円	157人に対して備蓄水 ペットボトルを2本配布	実費
被服寝具その他 生活必需品給与 または貸与			世帯数			手引掲載の表をご参照ください
医療および 助産	医療	2	延人数	48,000円	患者2名に対する病院への 収容、看護費用	実費
	助産	1	延人数	200,000円	母子1名に係わる助産師に 対する分娩費用	実費
学用品の 給与	小学校児童		延人数			教科書代：実費 文房具費等：1人あたり 4,800円以内
	中学校生徒		延人数			教科書代：実費 文房具費等：1人あたり 5,100円以内
	高等学校等 生徒		延人数			教科書代：実費 文房具費等：1人あたり 5,600円以内
救助のための輸送費				50,000円	医療および助産のための 輸送費用	実費 ただし、災害救助法第2条第2項の みが適用された場合は、要配慮者 等の避難のための費用はお支払い の対象外です。
応急 救助費 (注2)	賃金			3,040,000円	職員超過勤務手当「避難所」 16万円(7月8日夕方から11日早朝 まで)×7か所×2名 =2,240,000円 「災害対策本部」16万円(同上)×5名 =800,000円	実費 ただし、災害救助法第2条第2項の みが適用された場合は、避難所対 応をした職員の時間外勤務手当は お支払いの対象外です。
	消防団					
	旅費					
	消耗品費					
	燃料費					
	食糧費					
	光熱水費					
合計額						
保 険 金 請 求 額 (注3)	避難指示の発令 (合計額)			3,567,100円		ご契約プランによる 1事故支払限度額
	高齢者等避難の発令 (合計額×50%)(円未満四捨五入)					

(注2)避難指示等が解除された日時以降も応急救助業務が発生している場合は、支払限度額を限度にかかった費用は支払対象となります。

(注3)高齢者等避難に続けて避難指示が発令された場合は避難指示の欄にご記入ください。

保険金請求書（火災・新種保険）見本裏面

裏面

【他の保険契約等の保険金請求に関する事項】

同一の損害または費用に対して、支払責任を負う保険契約および他の保険契約等（保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問いません。以下同様とします。）から、保険契約等で定められた保険金等の額を超えてお支払いを受けた場合には、その超えた額を、損保ジャパンまたは他の保険契約等の損害保険会社・共済等へ直ちに返還します（損保ジャパンまたは他の保険契約等の損害保険会社・共済等から返還方法の指定があった場合には、その方法に従います。）。

また、他の保険契約等がある場合、損保ジャパンがその保険契約等の損害保険会社・共済等に対して、損保ジャパンの負担すべき部分（他の保険契約等がないとする場合に各損害保険会社・共済等が支払うべき保険金等の額の合計額に対する損保ジャパンの支払うべき額の割合をてん補損害額に乗じて得た額）を超えて支払った額を求償することに同意します。

【個人情報の取扱いに関する事項】

損保ジャパン（以下、「当社」と言います。）は、本保険金請求に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うこと（以下、「当社業務」と言います。）に利用します。また、下記①から⑤まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- ①当社が、当社業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先（修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等）、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
- ②当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
- ③当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。
- ④当社が、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱い商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。
- ⑤契約の安定的な運用を図るために、被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）、グループ会社や提携先会社、等については当社公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。

【保険金の支払方法・時期（履行期）について】

保険金の支払方法・時期（履行期）については、以下の期間内に保険金をお支払いします。

- ①「保険金請求に必要な書類」に記載された書類をご提出いただく等、必要な手続きを完了した日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。
ただし、特別な照会・調査等が不可欠な場合、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。お支払いまでの期間を延長する場合には、担当者から別途連絡いたします。
- ②期間を延長する場合の例については、下表をご参照ください。

期間を延長する場合	延長後の日数
警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会を行う場合	180日
医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会を行う場合	90日
後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における必要な事項の確認のための調査を行う場合	60日
日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

※延長する期間は、商品や事故内容によって異なります。具体的には、期間を延長する場合に担当者よりご案内いたします。

- ③同一の事故により複数の種類の保険金をお支払いする場合には、保険金請求権の発生時期や保険金請求書類が異なる保険金についても、特別のご要望がない限り、保険金を同時にお支払いします。

照会番号

2×10 (25040188) 337140 - 0203 ②

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損害保険ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

電話番号 03-4332-5241（全国共通）おかけ間違いにご注意ください。

受付時間 平日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・12/30～1/4は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。

必要に応じて、団体までご請求いただくか、損害保険ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損害保険ジャパンまでお問い合わせください。

ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損害保険ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損害保険ジャパンの定めるところにより保険料を返還、未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損害保険ジャパンまでお問い合わせください。

第5章 質疑応答

1. 保険金の支払条件・保険金請求等について

問1 「高齢者等避難の発令」には、支払割合（50%）が設定されていますが、次の（1）と（2）の具体的ケースにおいて、支払割合（50%）は適用されますか。

(1) 当初、高齢者等避難を発令していたが、雨が強まったことから、その後、避難指示を発令した。

(2) 同一町村において早朝からの大雨に対して、以下のとおり避難指示等を発令した。

- ・ A地区に高齢者等避難（支払割合 50%）
- ・ B地区に避難指示（支払割合 100%）

(答) (1) 支払割合（50%）は適用されません。

同一地区で高齢者等避難に続けて避難指示が発令された場合、保険金の支払いにあたっては、適用する支払割合が高い避難指示（支払割合100%）の発令を優先適用します。

(2) 支払割合（50%）は適用されません。

同一災害において、同一町村内で地区毎に避難指示等の種類が混在する場合、保険金の支払いにあたっては、適用する支払割合が高い避難指示（支払割合 100%）の発令を優先適用します。

上記（1）と（2）の具体的ケースの様に1つの事故において、町村が複数種類の避難指示等を発令した場合には、適用する支払割合が高いものをその事故で適用する支払割合とします。

問2 支払対象となる事故の要件として、「自然災害またはそのおそれの発生」と「避難指示等の発令」の2つを満たす事象とされていますが、自然災害またはそのおそれの発生は、何をもってその事象が生じていると判断するのでしょうか。

(答) 町村等は自然災害またはそのおそれの発生した状況を鑑みて、区域における防災を目的とする避難指示等を発令していることから、避難指示等を発令したこと自体をもって、その前提として自然災害またはそのおそれが発生していると判断します。

問3 助産に関する救助費用の支払期間は、避難指示等の発令日の以前または以降から7日以内と記載されていますが、具体的に日程案で示してください

(答) 分娩した日から7日以内の支払いが対象となります。

<例>避難指示等の発令日 9月5日(発令日前後7日に分娩した方が対象)

Aさんの分娩日 9月1日 Aさんの助産期間9月5日から7日の3日間

Bさんの分娩日 9月11日 Bさんの助産期間9月11日から17日の7日間

問4 「炊き出しその他による食品の供与」の1人1日あたり1,230円の支払基準は、食費だけの限度額ですか。

(答) 主食費、副食費の他、はし、使い捨て食器等の購入費等の一切の経費を含めての限度額です。

問5 救助費用共通ですが、備蓄物資を使用した場合、価格はどう見ればよいですか。

(答) 飲料水等の供給、被服、寝具その他生活必需品の給与、学用品の給与等共通の取扱いとなりますが、購入費用としての当該備蓄物資の価格は、使用した備蓄品等の同等かつ同量を再度購入する費用もしくは、再度利用するために必要な費用(クリーニング代を含みます。)となります。

問6 この保険制度の対象者は、町村地域の住民だけですか。

(答) 避難する被災者は、その土地の住民であるかどうかを問いません。

問7 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与について、状況により商品券で行うことはできますか。

(答) できません。この救助は現物をもって行うものですから、現金給付は勿論のこと、商品券等金券によることも認められません。

問8 医療の救助についてですが、雨が降っていてかかりつけの病院に行きにくい状態ならば、救護班に診療を頼んでも良いでしょうか。

(答) 被災地域において通常の保険診療等による医療が行われている場合には、原則として医療の救助による医療は、実施する必要はないとされています。

ただし、災害の影響で当該医療機関が受け入れ可能な患者数をはるかに超える患者が発生している場合や緊急性が高いと判断される場合は、このかぎりではないとされています。

2. 支払対象となる費用について

問9 災害救助法第2条第2項のみが適用された場合は補償の対象になりますか。

(答) 災害救助法第2条第2項のみが適用された場合は一部の費用を除き、補償の対象となります。

具体的には、以下の費用が補償の対象外となります。

- ・避難所の設置費用
- ・要配慮者等の輸送費用
- ・避難所に配置されて対応を行う職員の時間外勤務手当（避難所以外に出勤した職員の時間外勤務手当、消防団員の手当は支払対象です。）

これらの費用は災害救助法で対象となる費用項目とされていることから、本保険では対象外としています。なお、これらの費用について、国庫負担額と実際に発生した費用の差額をお支払いするものではありません。

また、自治体の判断で国へ請求しないことによって補償の対象となるものでもありません。

問10 ビニールシート、毛布等消耗品の場合、保険金の支払対象となる費用は、常に購入費用だけですか。

(答) 避難所開設に際して、消耗品等は原則として町村等が備蓄している消耗品等を使用します。従いまして保険金の支払い対象となるのは、使用された備蓄品等の同等かつ同量を再度購入する費用もしくは、再度利用するために必要な費用（クリーニング代を含みます。）となります。

問11 「避難所の設置」、「炊き出しその他による食品の給与」について、それぞれ1人あたり340円、1,230円とありますが、これは「定額」で支払われますか。

(答) 「避難所の設置」費用は1人1日あたり340円もしくは1事故10万円のどちらか高い金額を限度に「実費払い」となります。

「炊き出しその他による食品の給与」費用は1人1日あたり1,230円を限度に「実費払い」となります。

問12 福祉避難所が設けられた場合、この分の費用は保険の対象となりますか。

(答) 一般の避難所での生活に支障をきたす高齢者、障がい者、妊産婦、病弱者等の要援護者については、何らかの特別な配慮を必要とされることから、福祉避難所は災害時に必要に応じて開設される二次避難所として位置づけられています。避難所の費用限度枠内にて補償対象となりますが、福祉避難所設置に際しては特別な配慮のために必要な実費を加算することができます。

問13 周辺地区にあるコンビニが営業していたので、弁当、おにぎり、パン等の食料品を調達した。これらの食料品購入費用はこの保険で対象となりますか。

(答) この保険の対象となり、保険金をお支払いします。

問14 夏場ではなかったが、避難所内は開設時、ほぼ閉め切った状態で人の出入りもあり、相当蒸し暑くなっており、やむを得なく扇風機を何台か手当し、何とか蒸し暑さをしのいだ。扇風機の購入もしくは借り上げ費用は保険の対象となりますか。

(答) 速やかに扇風機等を手当しなければ身体に不具合を起こしかねないような状態にあつて、購入または借り上げた場合、社会通念上妥当な措置として、お支払いの対象となります。

問15 職員が休日に応急救助のため勤務を行った場合、休日勤務手当は、本保険の対象となりますか。

(答) 本保険の支払対象です。休日において正規の勤務時間中に応急救助に勤務することを命じられた場合の休日勤務手当は、救助の事務を行うのに必要な費用「時間外勤務手当」に該当します。

問16 応急救助費に関して、支払期間が「救助の実施が認められる期間以内」とされていますが、全ての避難所を閉鎖してからも、災害対策本部は閉鎖しない場合があり、このケースでは、どこの時点までが、応急救助費の支払対象となりますか。

(答) 避難指示等を解除してからも、もしくは全ての避難所を閉鎖してからも、災害対策本部がしばらく継続される場合、災害対策本部において応急救助に関わる業務に従事し、その結果時間外勤務手当が発生しているのであれば、支払対象となります。

問17 地域住民自らが不安を感じ、自主的に避難しようとして、職員が支援をし費用が発生した場合、本保険の支払対象となりますか。

(答) 「自主避難」のケースであり、危険が差し迫る前に、地域住民自ら自主的な避難を行うものです。住民の判断に基づくものであるため、町村等に費用が発生していたとしても、本保険制度の支払対象とはなりません。

問18 防災課以外の部署職員が、応急救助の業務に従事した場合、時間外勤務手当は本保険の対象となるか。

(答) 防災課以外の部署職員が、応急救助の業務を行う場合においては、その判定が困難であることが多いので、従事した応急救助の事務内容を明確にしておくとともに、必要に応じ防災担当課等に協議し、その了解を受けておくことも必要と考えられます。

問19 救助業務に従事する防災課職員の超過勤務手当は本保険の対象となります。その場合、町村給与規程に基づいて支給される超過勤務手当で保険金請求していいですか。

(答) はい。この保険でいう超過勤務手当とは、応急救助業務に従事した時間に見合う超過勤務手当をいいますので、実際のご請求に際しては、町村給与規程に基づいて支給される超過勤務手当をベースに計算していただき、ご請求ください。

問20 一部事務組合所属の消防団員の出勤報酬または出勤手当も対象になりますか。

(答) 消防団員出勤時に加入自治体が出勤報酬または出勤手当を支出している場合は本保険の対象となります。
一部事務組合から出勤報酬または出勤手当を支出している場合は本保険の対象となりません。

問21 民間会社の土木作業員に河川の氾濫防止のため、土のうを積む作業を委託した。この場合該当分の人件費については、保険の対象となりますか。

(答) 本保険の対象とはなりません。
この保険で対象となる応急救助費とは、災害が発生しまたは発生するおそれがあるため、住民の安全を確保する目的で、応急救助に従事した町村職員の超過勤務手当並びに同様の業務に従事させるべく、新たに雇用した職員の賃金および超過勤務手当をいいます。
従いまして、地域防災計画に基づいて、災害の予防または災害の拡大防止を目的とする本来的に策定された諸施策を実行するために（土砂災害防止、護岸、治水等の土木工事）雇い上げた賃金職員等は、外注雇用の業務形態を問わず、結果的に見て被災者を避難させる場合と同一の効果が生じた場合であっても、この保険でいう職員には含みません。

問22 保険金支払いの対象となる費用について、支払保険金の支払基準を「通常の実費」と設定している項目が多く見られますが、具体的な数字の目安をどの様に見ればいいでしょうか。

(答) 当該地区における通常の実費を指しています。災害時ではなく平常時の実費ということですが、災害が次々と発生し一般の物価も次第に高騰したような場合には、しかるべき上昇分は認められます。雇い上げた地区の賃金の場合には、その地域のハローワークの業種別賃金表を基準として算定するのが妥当であると考えられます。

問23 住家に大きな被害を受けないかぎり、学用品の給与または貸与による支給はされないですか。また、被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与についても同じ様に給付されないですか。

(答) 学用品も被服等生活必需品も保険金支払いにあたって同じ取り扱いをしています。住家に大きな被害を受けない場合は、原則対象とはならないですが、非住家（例えば小屋、土蔵等）であっても、生徒の勉強部屋であったような場合とか、住家が実際に被害を受ける状態に至ってなくても、被害を受ける事態が逼迫していると町村等が判断し、給与または貸与することを認めた場合には、当該費用は対象となります。

問24 学用品と被服等生活必需品の支払いに関して、被害を受ける事態が逼迫している状況とは、具体的にどのような状況ですか。

(答) ①橋が流されていて川の水位が増し、帰宅することが著しい危険であると町村等が判断したような場合等
②土砂災害の危険が高まっており、町村等が当該地区への立ち入りを禁止した場合等の状況を想定しています。

問25 救助の対象となる助産は、普通の出産（正常分娩）にかぎられますか。

(答) 普通の出産のみではなく、異常分娩、帝王切開等対象となります。現に助産を要する状態にある方が対象となります。

問26 支払対象となる助産の具体的な範囲を教えてください。

(答) 次の範囲を指します。

- 分娩の介助・・・陣痛の開始から胎盤排出までの間の必要な介助
- 分娩前分娩後の処置・・・出産前の準備および処置ならびに出産後の新生児に対する沐浴等を含む事後処置
- 脱脂綿、ガーゼ、ネル、サラシ、リゾール、油紙等その他の衛生材料

問27 支払対象となる教材は、どのようなものをいうのでしょうか。

(答) 準教科書として使用されているテキスト類をいいますが、ワークブック、補充問題集等であり、辞書、図鑑等は除外されます。

問28 炊き出しその他による食品の救助費用として、乳幼児に対するミルク等は対象となりますか。

(答) 支払対象となります。

問29 避難指示等の発令前から、職員を庁舎、避難所などで待機させる等、災害対応のための体制を組んでいます。その場合の時間外勤務手当等の支出した費用も対象となりますか。

(答) 避難指示等を発令した日以降からの費用が対象となります。したがって、初めの避難指示等を発令した時間の前であっても、その当日午前0時に遡って、かかる時間外勤務手当が対象となります。なお、前日に支出した費用については対象となりません。

問30 避難所の設置費用については、始めの避難指示等を発令した日から7日以内を限度とすると記載されていますが、備蓄品を再度購入するのは7日以降になります。7日以内に再購入（支出）した費用が対象となるのですか。

(答) 始めの避難指示等を発令した日から7日以内に使用した備蓄品が対象となり、その備蓄品を再購入する費用が保険金として支払われます。7日以内に再購入（支出）した費用が対象となるわけではありません。

問31 大雨の際には、排水ポンプをレンタルして河川の増水に対応します。この排水ポンプのレンタル代は対象となりますか。

(答) 避難所開設を目的とした利用であれば、1人1日340円もしくは1事故10万円のどちらか高い金額を限度とした実費が対象となります。
ただし、避難所開設を目的としていない単に増水対策等のための利用であれば、本保険の対象となりません。

問32 自然災害により避難指示を発令したが、感染症対策のため、避難所の代わりにホテルを借りる場合の費用は対象となりますか。また、感染症対策として使用するマスク、消毒液等は対象となりますか。

(答) 避難所としてホテルを借りる場合は「避難所設置」費用で対象となります。ただし、避難者1人1日あたり340円もしくは1事故10万円のどちらか高い金額を限度とした実費となります。また、マスク、消毒液等は「応急救助費」の消耗品費として対象となります。

3. その他

問33 「気象アラートサービス SORA レジリエンス」では、どんなサービスが受けられますか。なお、保険未加入でも利用できますか。

(答) 「気象アラートサービス SORA レジリエンス」の詳細は、第6章 気象アラートサービス SORA レジリエンスをご参照ください。

なお、保険に加入いただいた町村等のみ利用可能です。利用を希望する場合は、専用のメールアドレスまで、以下①～⑥の情報をお送りください。後日、利用における ID や PW をお送りいただいた⑤メールアドレスへご案内いたします。なお、⑤メールアドレスは、1町村1つのみとなります。

①都道府県名、②市町村名、③部署名、④担当者名、

⑤メールアドレス (1つのみ)、⑥連絡先電話番号

専用メールアドレス (気象アラートサービス SORA レジリエンス事務局) :

10_sora-resilience.jimukyoku@sompo-japan.co.jp

第6章 付帯サービス

1. SORAレジリエンス（通称：SORAレジ）とは

SORAレジリエンスは、損害保険ジャパン(株)、SOMPO リスクマネジメント(株)（以下SRMといいます。）、(株) ウェザーニューズ（以下WNIといいます。）の3社が提供する、防災・減災にお役立ていただくサービスです。

利用者は、自然災害の予兆をこのシステムから効率的に情報収集できます。

収集した情報を使い、適切なアクションに繋げ、災害の影響を最小限に抑えるためのツールとしてぜひご活用ください。

SORAレジリエンスは一般販売もしておりますが、「防災・減災費用保険」にご加入の自治体さまには、付帯サービスとしてご利用いただけます。

2. SORAレジリエンスの主な機能

(1) リスクMAP

リスクの広がりをMAP上で図表し、拠点とリスクの位置関係が把握できます。

- ・ 雨雲レーダー&雷
- ・ 土砂災害危険度
- ・ 停電リスク予測
- ・ 落雷リスクモニタリング
- ・ 積算降水量
- ・ 熱中症危険度
- ・ 雨雪レーダー
- ・ 河川水位情報
- ・ 避難情報
- ・ 積雪予測
- ・ 台風進路・暴風域予測
- ・ ハザードマップ

(雨雲レーダー&雷の例)



(避難情報の例)

名護市の避難情報
6月18日(火) 05:25現在

発令された避難情報
避難指示 土砂災害警戒区域周辺
▶土砂災害警戒情報発表のため

南城市の避難情報
6月18日(火) 07:38現在

発令された避難情報
市内全域
▶20,032世帯 / 46,723人
▶洪水警報発表により

色塗りは自治体単位に行われ、その自治体で最も高いレベルの色で塗られます。

▲アラートに配信された情報を速やかに表示しています。

他自治体の避難情報発令状況を地図上で確認できます。

拠点のある自治体で発令された避難情報を表示します。クリックすると具体的な内容を表示します。

- 黒：緊急安全確保／警戒レベル5
- 紫：避難指示／警戒レベル4
- 赤：高齢者等避難／警戒レベル3

※上記画像は損保ジャパン支店を拠点に設定したデモ画面になります。

(2) 拠点リスク一覧

現在から72時間先までのリスク予測により、いつピークになるかを一覧把握できます。

72時間先の気象情報を予測できることで、十分な準備時間をもって対応でき、また、夜間の避難情報発令にも効果的。

危険度の高い地点を自動的に上位に表示。どの地点を優先的に対応すべきかの判断材料になります。

拠点ID	拠点名	拠点ラベル	リスク種別
1 SJ0178	高津ビル	ALL 中時 強時	強雨 強風 強雷
2 SJ0179	高津白雲館/東館第一/第二支社	ALL 中時 強時	強雨 強風 強雷
3 SJ0258	藤岡法人芸楽部 東館法人支社	ALL 中時 強時	強雨 強風 強雷
4 SJ0028	伊東夏葉店	ALL 中時 強時	強雨 強風 強雷
5 SJ0093	富士支社/登封館	ALL 中時 強時	強雨 強風 強雷
6 SJ0098	小田原支社	ALL 強時 特強時	強雨 強風 特強雷

2024/6/18(火) 12:10現在

(3) 拠点リスクの詳細

単一の拠点に焦点を当て、より詳細なリスクの状況が一画面で把握できます。

(河川水位情報の例)

(4) アラートメール

アラートメールにより、拠点に迫りつつあるリスクをいち早く感知できます。

- ▼ 避難情報
- ▼ 強雨リスク
- ▼ 土砂災害リスク
- ▼ 停電発生状況
- ▼ 強風リスク
- ▼ 浸水リスク
- ▼ 特別警報・警報
- ▼ 強雪リスク
- ▼ 地震
- ▼ グローバルアラート※

※アメリカのリスクマネジメント会社「Crisis24」社を情報源として、世界各国のリスク情報（9つのカテゴリ）を危険度合いに応じて2段階に区分のうえ、メール発信します。

(土砂災害リスクの例)

(ご参考) 実際にご利用いただいている自治体のみなさまのお声

- 7 2時間先まで予測できるツールは他にはないため、SORA レジを活用して、夜から早朝にかけての状況を確認し、早い段階での避難所開設判断に役立てている。
- 台風の進路は1画面で3モデル (WNI・気象庁 (日本)・米国 (JTWC)) が確認できるため比較しやすい。
- 災害対策会議では、雨雲レーダーや台風の進路予測をモニターに投影し、準備などの判断材料として活用している。
- 視覚的にわかりやすい。誰でも簡単に操作できる。

3. ご利用までの流れ

(1) SORA レジリエンスのアカウント認証

保険ご加入時に提供いただいたメールアドレスに、ログインするために必要な情報をメールでお届けします。そのメールからお手続きを開始してください。アカウントが認証され、パスワードの設定が完了すると、ログインできる状態になります。なお、このメールには有効期限がありますので、届きましたら速やかにお手続き願います。

(2) ログイン

WEBブラウザを起動し、ログイン画面でメールアドレスとパスワードを入力し、SORA レジリエンスにログインします。

(3) 拠点登録

情報を収集したい地点を「拠点」と呼びます。まず、この「拠点」を登録します。拠点名と住所のみで、簡単に登録することができます。

① 拠点管理をクリック

② +新規登録をクリック

拠点ID【必須】：初期表示時はAutoXXXX。変更可能

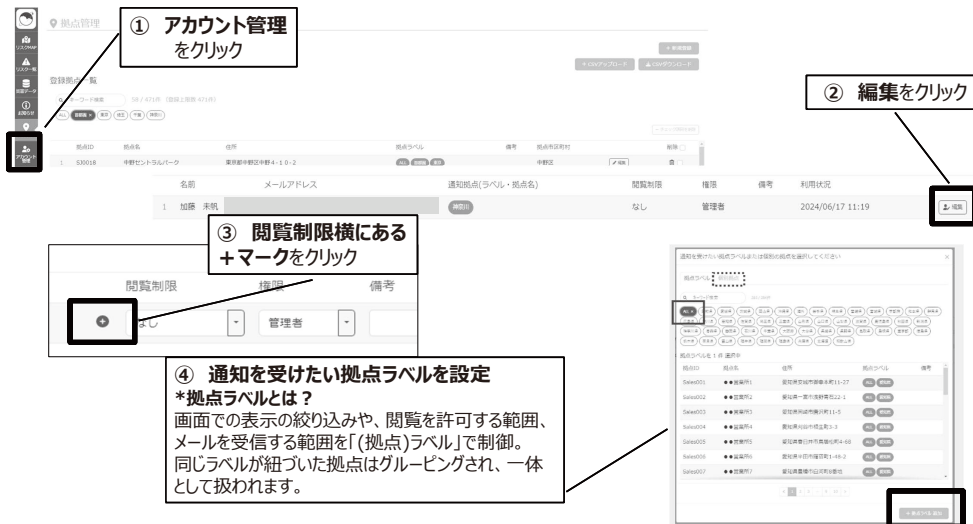
拠点名【必須】：判別しやすい拠点名を指定ください。画面表示は7文字までのため短いものを推奨します。

住所【必須】：緯度経度の判定に使用。シンプルな1件の住所表記となるよう入力し、住所表記のあと、全角スペースをあげ、施設名やビル名を入力すると判定精度が高まります。

拠点ラベル：はじめは「ALL」とラベルを作成し、「+」をクリックして拠点に紐づけることを推奨します。

(4) メールの受信登録

SORA レジリエンスのコンテンツをアラートとしてメールで受け取るために、アカウントにラベルまたは拠点を設定する必要があります。拠点登録後、アカウント管理で、アラートとして受け取りたいラベルまたは拠点を設定します。



なお、使用方法に関する詳細は、画面からダウンロード可能な操作マニュアルをご参照ください。

4. 免責事項

(1) 本サービスは、気象学的解析に基づく情報の提供に限定され、また予報としての性格上、不可知の要素を含んでいます。予報と実際の気象状況との間に差異が生じることがありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 提供情報の利用は、利用者の責任において実施いただきますようお願いいたします。提供情報に基づいて遂行された活動において発生した、人的損傷、死亡、所有物の損失、損害等について、SJ(損保ジャパン)、SRM、WNI(以下、3社併せてサービス提供者、と言います。)は、責任を負いかねます。

(3) 利用者以外の方が無断で本サービス、または本サービスに付帯するデータ内容を変更した場合、サービス提供者はこれにより生じる結果について、いかなる責も負わないものとします。

(4) 本サービスの使用とその管理は利用者の責任とし、利用者の使用上の過誤あるいは第三者による不正使用等について、サービス提供者はいかなる責も負わないものとします。

(5) 本サービスの提供が天災地変等の不可抗力、または、サービス提供者の責に帰すことのできない事由により履行不能となった場合、サービス提供者はいかなる責も負わないものとします。

(6) アラートのメールは情報提供元から提供を受けた情報をシステムが自動的に生成します。サービス提供者は、その情報の完全性、正確性、確実性、有用性等について保証するものではありません。情報に誤りがあった場合、および、メールが何らかの事由により着信しなかった場合、サービス提供者はいかなる責も負わないものとします。

(7) サービス提供者は、善良なる管理者の注意をもってサービスの提供に努めますが、これをもってしても防御し得ない第三者による不正アクセスやアタック、または、システム障害および不具合が生じた場合、利用者が発生した損害について、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず損害賠償責任を負わないものとします。

5. 著作権

(1) 本サービス上の気象コンテンツの著作権は、情報源が WNI ではないものを除き、原則としてサービス提供者に帰属します。個々のコンテンツの著作権のほかに、ウェブサイトという形で編集したことによる編集著作権もサービス提供者に帰属します。

(2) 本サービスのコンテンツを著作権上許可された「私的使用」や「引用」等の範囲を超えて使用する場合、サービス提供者の使用許諾が必要となります。当ウェブサイトの画面を許可なく複製、翻訳、翻案、放送、出版、販売、貸与するなどの行為を行うことは禁止いたします。また、営利団体、非営利団体、個人の別を問わず当ウェブサイト以外のホームページ、パソコン通信、イントラネット、電子メールなどへ、コンテンツ全部もしくはその一部を許可なく転用することは著作権侵害にあたり禁止します。

6. その他ご留意事項

(1) サービス提供者は、点検や保守作業のため、本サービスの全部または一部の提供を予告なく停止または中断することがあります。

(2) サービス提供者は、拠点数およびアカウント数の上限をそれぞれ定められるものとします。利用者が拠点やアカウントを複数登録し、その合計がサービス利用者の定める上限数に達した場合、サービス提供者は上限を超過した分の削除を求めることができます。

(3) サービス提供者は、本サービスの改善を目的として、サービス仕様を予告なく変更することがあります。

(4) サービス提供者は、本サービスを廃止するとき、または、本サービスの変更が利用者に対して不利益（ただし軽微なものを除きます）を生じさせると判断したときには、事前に全国町村会とサービス提供者間にて協議したうえで、実施するものとします。

(5) 台風進路コンテンツ内の、気象庁が発表している情報以外の WNI 台風情報は、気象業務法第 17 条に基づく「特定向け予報」としてご提供していますので、災害対策費用保険にご加入町村などの内部のみ利用可能です。住民はじめ外部機関、事業者への開示、利用、複製などは一切できませんので、お取り扱いにはご注意ください。

(6) 利用者の環境（組織のネットワークやセキュリティ方針、デバイス、OS、ブラウザ、メールソフト等）に起因する問題が生じた場合、解決に至らず、サービスが提供できない場合があります。

7. 利用者情報の取扱い

(1) サービス提供者は、利用者よりあらかじめ提出された個人情報を含む利用者情報を、善良な管理者の注意を持って管理し、以下に定める本サービスの目的のために利用します。

- 本サービスの提供・管理・運営のため
- 利用者が本サービスを利用するにあたり必要な連絡をするため

(2) 前項のほか、利用者情報に含まれる個人情報の取扱いについては、サービス提供者のプライバシーポリシーの定めに従うものとします。

(3) サービス提供者は、利用者が提供した情報やデータ等を、個人を特定できない形での統計的な情報として、サービス提供者の裁量で、利用および公開することができるものとします。

8. 推奨デバイス、OS、ブラウザ

推奨デバイス	パソコン（解像度 1920×1080 のディスプレイ利用）
推奨 OS	Windows 11 以上
推奨ブラウザ	Google Chrome 最新版 Microsoft Edge 最新版

9. お問い合わせ窓口

お問い合わせ窓口	SOMPOリスクマネジメント株式会社
お問い合わせ専用メールアドレス	10_sora_helpdesk@sompo-rc.co.jp
お問い合わせ対応時間	平日 9～17 時 土日祝日・年末年始を除く (メールは 24 時間 365 日受付)

- お問い合わせは、原則として、保険ご加入時に提供いただいた利用者情報の利用者本人

からお願いします。

- お問い合わせの際は、自治体名またはアカウント名（メールアドレス）を、メール本文に記載のうえ、お問い合わせください。
- お問い合わせにはすみやかに回答してまいります。内容や窓口の混雑状況により、回答まで2～3営業日いただくこともあります。
- コンテンツの内容に関する個別のお問い合わせ（なぜこの拠点はこのような予報が出ているのかといった解説を求めるものなど）にはお応えしかねますので、あらかじめご了承ください。
- 保険ご加入時に提供いただいた利用者情報（担当者名、部署名、メールアドレス、電話番号）に変更が生じた場合、窓口まで変更後の情報を遅滞なくお知らせください。

10. 気象アラートサービス “SORA レジリエンス” Q&A

Q：以前の気象アラートサービスと新しい気象アラートサービス”SORAレジリエンス”の違いは何ですか？

A：以前の気象アラートサービスは、自治体単位に、サービス提供者があらかじめ用意した情報を画面でご確認いただき、また、メール通知も雨量のみをお知らせする仕組みでした。新しいSORAレジリエンスは、利用者自ら、情報を取得したい地点を登録することができる点が大きく異なります。ご自身のエリア内の地点のみならず、近隣の自治体に拠点を登録して周囲の情報収集に努めることも可能です。このように、自ら情報収集範囲をコントロールして、かつ、多彩なアラートメールを受信できる点が、新しいサービスの特徴です。なお、以前の気象アラートサービスの「住民の声」機能はサービスを終了し、SORAレジリエンスには同等の機能がございません。あらかじめご了承ください。

Q：SORAレジリエンスはいつから使えますか？

A：ご利用開始にあたり、アカウント（メールアドレス）が必要となります。アカウントを発行するために、今回より、保険ご加入時に、利用者情報を提供いただきます。いただいた情報をもとに、順次アカウントを発行してまいります。

Q：SORAレジリエンスの使い方がよくわかりません。どうしたらよいですか？

A：アカウントが発行されましたら、まずはログインをお試しいただき、操作マニュアルをご覧ください。操作マニュアルで解決できないことがありましたら、お問い合わせ窓口（10_sora_helpdesk@sompo-rc.co.jp）までメールでお気軽にお問い合わせください。

Q：初めに届くアカウント認証メールが見当たりません。どうしたらよいですか？

A：迷惑メールにメールが届いていないか、念のためご確認ください。それでもメールが見つからないようでしたら、再送しますので、お問い合わせ窓口（10_sora_helpdesk@sompo-rc.co.jp）までメールでお問い合わせください。

Q：初めに届いたアカウント認証メールのURLをクリックしてもエラーになります。（またはクリックできません。）どうしたらよいですか？

A：メールが届いてから長期間経過している場合、URLの有効期限が切れている可能性があります。再送しますので、お問い合わせ窓口（10_sora_helpdesk@sompo-rc.co.jp）までメールでお問い合わせください。クリックしてもブラウザが自動で起動しない場合、URLをコピーしていただき、ブラウザに直接URLをペーストしてください。

Q：SORAレジリエンスにログインできた後、まず何をしたらよいですか？

A：拠点を登録してください。拠点の登録をすることで、サービスが活きてまいります。

Q：SORAレジリエンスからアラートのメールが届きません。なぜでしょうか？

A：原因はいくつか考えられますが、まず「アカウント管理画面」にて、ラベルが正しく設定できているかを確認してください。拠点に付与したラベルと同じラベルを、アカウント（メールアドレス）に付与することで、その拠点のメールを受信できるようになります。ラベルの設定を確認いただいても解決できない場合、お問い合わせ窓口（10_sora_helpdesk@sompo-rc.co.jp）までメールでお問い合わせください。

Q：パスワードがわからなくなりました。どうしたらよいですか？

A：ログイン画面に、パスワードがわからなくなってしまった際に再発行できる機能を用意しています。再発行機能を使い、パスワードを再度設定してください。

Q：メールアドレスが変わったため、ログインやパスワードの再発行ができなくなりました。どうしたらよいですか？

A：お問い合わせ窓口（10_sora_helpdesk@sompo-rc.co.jp）までメールでお問い合わせください。その際、以前のメールアドレスと新しいメールアドレスをお知らせいただきますようお願いいたします。

Q：電話でお問い合わせできますか？

A：申し訳ございませんが、電話では受け付けておりません。メールでのお問い合わせをお願いいたします。お問い合わせ内容により、こちらからお電話を差し上げる可能性はございますが、原則として、メールでのやりとりとさせていただきます。

Q：ある拠点について、画面のコンテンツ内容やメールの内容を見て、なぜこの拠点はこのような予測（結果）になるのか疑問を持ちました。調べて回答いただけますか？

A：たいへん申し訳ございませんが、コンテンツの内容に関する個別のお問い合わせについて、調査や、その解説を行うことは行っておりません。何卒ご了承ください。

Q：災害対策費用保険を脱退しますが、気象アラートサービスSORAレジリエンスは引き続き利用できますか。

A：制度を脱退した場合は、保険期間終了後2か月でサービスの提供を終了させていただきます。

第7章 約款・特約条項

1. 費用・利益保険普通保険約款

〈用語の定義〉

この普通保険約款において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	説明
損害	費用損害または喪失利益損害をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
反社会的勢力	暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
保険契約申込書等	保険契約申込書およびその付属書類をいいます。
無効	保険契約のすべての効力が、保険契約締結の時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。

第1章 当会社の支払責任

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この普通保険約款に従い、偶然な事故によって被保険者が被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次の①または②に掲げる者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、②に掲げる者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって損害が生じた場合において、他の者が受け取るべき金額については、この規定を適用しません。

① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（注1）

② 保険金を受け取るべき者またはその法定代理人（注1）で①に掲げる者以外の者

(2) 当会社は、次の①から③までに掲げる事由によって生じた損害（注2）に対しては、保険金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）

② 地震、噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質（注4）または核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

（注1）法定代理人

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

(注2) 次の①から③までに掲げる事由によって生じた損害

これらの事由によって発生した前条の事故が拡大して生じた損害および発生原因を問わず前条の事故がこれらの事由によって拡大して生じた損害を含みます。

(注3) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注5) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第3条 (保険期間)

(1) 保険期間は、その初日の午後4時(注) に始まり、末日の午後4時(注) に終わります。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 当社は、保険期間が始まった後であっても、保険料領収前に生じた事故による損害については保険金を支払いません。

(注) 午後4時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻をいいます。

第2章 保険契約者および被保険者の義務等

第4条 (告知義務)

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書等の記載事項(注1)について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書等の記載事項(注1)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合は適用しません。

① (2)の事実がなくなった場合

② 当社が保険契約締結の際、(2)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。なお、当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実

を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

- ③ 保険契約者または被保険者が、事故による損害が発生する前に、保険契約申込書等の記載事項（注1）につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
 - ④ 当社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または保険契約締結の時の翌日から起算して5年を経過した場合。
 - ⑤ (2)の事実が、当社が保険契約締結時に交付する書面において定めた危険（注2）に関する重要な事項に関係のないものであった場合。ただし、他の保険契約等に関する事項については(2)の規定を適用します。
- (4) 事故が発生した後に(2)の規定による解除がなされた場合であっても、第8条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)の事実に基づかずに生じた事故による損害については適用しません。

(注1) 保険契約申込書等の記載事項

他の保険契約等に関する事項を含みます。

(注2) 危険

損害の発生の可能性をいいます。

第5条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約申込書等に記載された事項の内容に変更を生じさせる事実（注1）が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当会社に申し出る必要はありません。
- (2) (1)の事実がある場合（注2）は、当社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から

起算して1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時の翌日から起算して5年を経過した場合は適用しません。

(4) (1)に規定する手続がなされなかった場合は、当社は、事実の発生が保険契約者または被保険者の責めに帰すべき事由によるときは(1)の事実が発生した時、責めに帰すことのできない事由による場合は保険契約者または被保険者がその発生を知った時から当社が承認請求書を受領するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、次の①または②の場合には適用しません。

① (1)の事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くな
らなかった場合

② (1)の事実に基づかずに発生した事故による損害である場合

(注1) 保険契約申込書等に記載された事項の内容に変更を生じさせる事実

他の保険契約等に関する事実については除きます。

(注2) (1)の事実がある場合

(5)①の規定に該当する場合を除きます。

第6条（保険契約の解除）

(1) 保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2) 当社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のアからオまでのいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその

法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(3) 当会社は、被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

(4) (2)または(3)の規定による解除が、事故の発生した後になされた場合であっても、当会社は、第8条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(2)①から④までの事由または(3)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) 保険契約者または被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当することにより(2)または(3)の規定による解除がなされた場合には、(4)の規定は、(2)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

(注) この保険契約

被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

第7条（保険料の返還または請求一告知・通知事項等の承認の場合）

(1) 当会社が第4条（告知義務）(3)③の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還し、または追加保険料を請求します。

(2) 当会社が第5条（通知義務）(1)の変更の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、保険契約者または被保険者の申出に基づく同条(1)の事実が生じた時以降の期間に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

(3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) 当会社が(1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合

において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。ただし、第5条（通知義務）(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に生じた事故による損害については、この規定を適用しません。

- (5) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約条件変更の承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、変更後の期間に対する保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
- (6) 当社が(5)の規定により追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその追加保険料の支払を怠った場合（注）は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約条項等の規定に従い、保険金を支払います。

(注)追加保険料の支払を怠った場合

当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎります。

第8条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第9条（保険契約の無効・取消し）

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。
- (2) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第10条（保険料の返還—契約の無効・取消し・失効の場合）

- (1) この保険契約が無効となる場合は、当社は、既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、前条(1)の規定によりこの保険契約が無効となる場合は、当社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
- (2) 前条(2)の規定により、当社がこの保険契約を取り消した場合は、当社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

(3) この保険契約が失効となる場合は、当社は、次の算式により計算した保険料を返還します。

既に払い込まれた保険料 × (1 - 既経過期間 (注) に対応する別表に掲げる短期料率)

(注)既経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

第11条 (保険料の返還—保険契約解除の場合)

(1) 第4条 (告知義務) (2)、第5条 (通知義務) (2)、第6条 (保険契約の解除) (2)、第7条 (保険料の返還または請求—告知・通知事項等の承認の場合) (3)または第12条 (保険契約に関する調査) (2)の規定により、当社が保険契約を解除した場合は、当社は、次の算式により計算した保険料を返還します。ただし、この普通保険約款に付帯される特約条項等にこれと異なる規定がある場合は、その特約条項等の規定に従います。

$$\text{既に払い込まれた保険料} \times \left[1 - \frac{\text{既経過期間 (注)}}{\text{に対応する別表に掲げる短期料率}} \right] = \text{返還保険料}$$

(2) 第6条 (保険契約の解除) (1)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当社は、次の算式により計算した保険料を返還します。ただし、この普通保険約款に付帯される特約条項等にこれと異なる規定がある場合は、その特約条項等の規定に従います。

$$\text{既に払い込まれた保険料} \times \left[1 - \frac{\text{既経過期間 (注)}}{\text{に対応する別表に掲げる短期料率}} \right] = \text{返還保険料}$$

(注)既経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

第12条 (保険契約に関する調査)

(1) 当社は、保険期間中いつでも、保険契約に関して必要な調査をすることができ、保険契約者または被保険者は、これに協力しなければなりません。

(2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく、(1)の調査を拒んだ場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもってこの保険契約を解除することができます。

- (3) (2)の規定は、(2)に規定する拒否の事実のあった時の翌日から起算して1か月を経過した場合には適用しません。

第3章 損害の発生および保険金の支払

第13条（事故および損害発生の場合の手続）

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次の①から④までのことを履行しなければなりません。
- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
 - ② 事故発生の日時、事故の状況等について、遅滞なく書面で当会社に通知すること。
 - ③ 他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく当会社に通知すること。
 - ④ ①から③までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、また、当社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(1)の規定に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① (1)①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ② (1)②から④までの規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額

(注)他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第14条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、被保険者が被る損害の額が確定した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から③までの書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 損害および損害の額を証明する書類
 - ③ その他当社が第18条（保険金支払の時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (3) 当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠をすみやかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 次の①から③までのいずれかに該当する場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合
 - ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類に事実と異なる記載をした場合
 - ③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類または証拠を偽造し、または変造した場合
- (5) 保険金請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第15条（保険金の支払額）

この保険契約により当社が支払うべき保険金の額は、次の①または②のいずれか低い額とします。

- ① 損害の額。ただし、損害が生じたことにより他人から回収した金額があるときは、この金額を控除した額とします。
- ② 保険証券記載の保険金額

第16条（他の保険契約等との関係）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が、損害の額（注2）を超えるときは、当社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額（注1）
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

（注1）支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がない

ものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害の額

保険証券記載の免責金額（それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額をいいます。）を差し引いた額に、保険証券記載の縮小支払割合（それぞれの保険契約または共済契約に縮小支払割合の適用がある場合は、そのうち最も高い縮小支払割合をいいます。）を乗じた額とします。

第17条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②のいずれかの額を限度とします。

① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

当社が保険金を支払うべき損害に係る保険金、共済金その他の金銭の請求権および共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第18条（保険金支払の時期）

(1) 当社は、被保険者が請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われな

い事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、次の①から⑥までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の①から⑥までに掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査結果の照会（注3）	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)③の事項のうち、後遺障害（注4）の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害（注4）の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑥ 事故の発生の事由が他の事例に鑑み特殊である場合または事故により多数の被害が生じた場合において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会または関係当事者への照会	180日

(3) (2)①から⑥までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑥までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合は、当社は、(2)①から⑥までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づき、その期間を延長することができます。

(4) (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注5）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

(注1)請求完了日

被保険者が第14条（保険金の請求）(2)の手続を完了した日をいいます。

(注2)次の①から⑥までに掲げる日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3)警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査結果の照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4)後遺障害

治療の効果が医学上期待できない状態であって、身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったもの、または身体の一部の欠損をいいます。

(注5)その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第4章 訴訟の提起および準拠法

第19条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第20条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

(別表)

短期料率表

既経過期間または 未経過期間	短期料率	既経過期間または 未経過期間	短期料率
1か月まで	1/12	7か月まで	7/12
2か月まで	2/12	8か月まで	8/12
3か月まで	3/12	9か月まで	9/12
4か月まで	4/12	10か月まで	10/12
5か月まで	5/12	11か月まで	11/12
6か月まで	6/12	12か月まで	12/12

2. 災害対策費用保険特約条項（全国町村会 団体契約用）

<用語の定義>

この特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	説明
自然災害	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地滑りまたはその他の異常な自然現象により生ずる被害をいいます。ただし、地震、津波ならびに噴火を含みません。
防災	自然災害を未然に防止し、自然災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐこと、および自然災害の復旧を図ることをいいます。
地域防災計画	一定地域に係る防災に関する計画で、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号、以下「災害対策基本法」といいます。）に規定されるものをいいます。
避難指示	災害対策基本法に基づき、居住者等に対し、避難のための立退きの指示がなされることをいいます。
高齢者等避難	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況において、避難が円滑に実行されることを目的として地域防災計画等に基づき発令される情報等をいいます。

第1条（事故の定義）

(1) 費用・利益保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の「偶然な事故」とは、保険期間中に発生する次の①および②のいずれをも満たす事象（以下、「事故」といいます。）をいいます。なお、次の①および②のいずれも満たした日を事故日といいます。

① 自然災害またはそのおそれの発生

② ①の被保険者の区域における防災を目的とする避難指示、高齢者等避難の発令（以下「避難指示等」といいます。）

(2) 一連の自然災害またはそのおそれの発生により、同一の被保険者の区域において発令された複数の避難指示等は一つの避難指示等とみなし、このうち始めになされた避難指示等の発令の時点にすべての発令がなされたものとみなします。ただし、同一の被保険者の区域において複数の避難指示等が発令された場合で、ある避難指示等が解除された時から72時間を超えて避難指示等が発令された場合は、その避難指示等は一つの避難指示等を含めません。

(3) (1)①で規定する自然災害には、被保険者の区域において災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた自然災害を含みません。

ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条第2項のみの適用を受けた自然災害は除きます。

第2条（損害の定義）

(1) 普通約款第1条（保険金を支払う場合）の「損害」とは、事故が発生した場合に、被保険者が次の①から⑧までに掲げる業務を行うことにより費用を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）をいいます。

① 避難所の設置

被保険者が被保険者の区域における防災を目的に学校または公民館等を利用して開設、維持および管理するために支出した費用のうち、当社が認めた費用をいい、消耗器材等に関わる費用を含みます。ただし、事故日を1日目として、1日目から7日目までの7日間に関わる費用に限ります。

② 炊き出しその他による食品の給与

被保険者が、被保険者の区域の住民を主な対象として、直ちに食することができる食料を提供するために主食、副食、燃料費等として支出した費用のうち、当社が認めた費用をいいます。ただし、事故日を1日目として、1日目から7日目までの7日間に関わる費用に限ります。

③ 飲料水等の供給

被保険者が、被保険者の区域の住民を主な対象として、飲料および飲料に供するために使用するコップ等の消耗品を購入する費用のうち、当社が認めた費用をいいます。ただし、事故日を1日目として、1日目から7日目までの7日間に関わる費用に限り、ここでいう飲料にアルコール類は含まないものとします。

④ 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与

家屋が全壊、全焼、流失、半壊、半焼または床上浸水等（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含みます。）の被害がある場合に、被保険者が当該家屋の住民に対して、日常生活に必要な被服、寝具その他日用品等を提供または貸与するために支出した費用のうち、当社が認めた費用をいいます。ただし、事故日を1日目として、1日目から10日目までの10日間に関わる費用に限ります。

⑤ 医療および助産

被保険者が支出した、以下のアおよびイに関する費用をいいます。

ア. 医療

被保険者が、医療機関に受診することが出来なくなった地域住民等に対して、人命救助の観点から、医師または救護班等を派遣等したことにより支出した以下の(ア)から(オ)までの費用のうち、当社が認めた費用をいいます。ただし、事故日を1日目として、1日目から14日目までの14日間に関わる費用に限ります。

(ア) 診療

- (イ) 薬剤または治療材料の支給
- (ロ) 処置、手術その他の治療および施術
- (エ) 病院または診療所への収容
- (オ) 看護

イ. 助産

被保険者が、事故日の以前または以降の7日以内に分娩した地域住民等に対して、医師または救護班等を派遣等したことにより支出した以下の(ア)から(ウ)までの費用のうち、当社が認めた費用をいいます。

- (ア) 分娩の介助
- (イ) 分娩前および分娩後の処置
- (ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

⑥ 学用品の給与

家屋が全壊、全焼、流失、半壊、半焼または床上浸水等（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含みます。）の被害を受けた場合かつ当該家屋の生徒（注1）が所有する学用品が喪失または損傷したことにより就学上支障がある場合に、以下のアまたはイの品目を給付するために支出した費用のうち、当社が認めた費用をいいます。ただし、以下のアに関する費用は事故日から応答日を含む1ヶ月以内に関わる費用に限り、以下のイに関する費用は事故日を1日目として、1日目から15日目までの15日間に関わる費用に限ります。

ア. 教科書

イ. 文房具、通学用品

⑦ ①から⑥までに關する輸送

⑧ 応急救助

被保険者が事故日以降に支出した、以下のアからカまでに關する費用をいいます。

ア. 時間外勤務手当

被保険者が雇用する職員等（注5）が、応急救助を行うことを目的に、通常の勤務時間を超えたことにより、被保険者が支出する賃金（注6）のうち、当社が認めた賃金をいいます。

イ. 旅費

被保険者が応急救助を行うことを目的に、職員を派遣させるために支出した費用のうち、当社が認めた費用をいいます。

ウ. 消耗品費

被保険者が応急救助を行うことを目的に使用する文房具等を購入するために支出した費用のうち、当社が認めた費用をいいます。

エ. 燃料費

被保険者が、応急救助を行うために購入した庁舎等暖房用燃料費およびガソリン代等のうち当社が認めたものをいいます。

オ. 食料費

被保険者が、応急救助を行うために提供した職員に対しての炊き出し等の食料費および会議等における食料費のうち当社が認めたものをいいます。

カ. 光熱水費

被保険者が応急救助を行うために支出した電気代、水道代およびガス代のうち、当社が認めたものをいいます。

(注1) 生徒

小学校児童(注2)、中学校生徒(注3)または高等学校生徒(注4)をいいます。

(注2) 小学校児童

特別支援学校の小学部児童を含みます。

(注3) 中学校生徒

中等教育学校の前期課程および特別支援学校の中学部生徒を含みます。

(注4) 高等学校生徒

高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含みます。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含みます。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校および各種学校の生徒をいいます。

(注5) 被保険者が雇用する職員等

消防団員または被保険者が雇用する常勤職員、臨時職員および非常勤職員をいい、水防団員、議会議員、各種団体の役職員および被災地域の自治会役職員等を含まないものとし、以下同じとします。

(注6) 賃金

消防団員の場合、被保険者が定めた条例に基づいて支払う出動報酬または出動手当とします。

(2) (1)①から⑧までに規定する費用に対して、政府、都道府県またはその他の機関等よりてん補された金額がある場合は、てん補された金額を控除した残額を、当社が保険金を支払う対象とする損害の額とします。

(3) 災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条第2項のみが適用された場合、次の①から③の費用は損害に含みません。

① (1)①に規定される費用

② (1)⑦に規定される費用。ただし、災害が発生するおそれが生じた際の要配慮者等(注1)

の避難のための費用にかぎります。

③ ((1)⑧アに規定される費用。ただし、救助項目に関連する業務(注2)に従事する職員等(注3)が行う応急救助のための費用にかぎります。

(注1) 要配慮者等

高齢者や障害者等で避難行動が困難なもの

(注2) 救助項目に関連する業務

(1)①から⑦に掲げる業務をいいます。

(注3) 職員等

被保険者が雇用する者で実際に避難所の設置などの業務に対応する者をいいます。

第3条 (保険金を支払わない場合)

当社は、普通約款第2条(保険金を支払わない場合)(1)を、次の通り読み替えて適用するものとします。

「

(1) 当社は、被保険者およびその職員の法令違反によって生じたまたは加重された損害に対しては、保険金を支払いません。

」

第4条 (保険金の支払額)

(1) 当社が第2条(損害の定義)①から⑧までに規定する損害に対して支払う保険金は、【別表1】に定める保険金の算出方法にもとづいて算出します。また、普通約款第15条(保険金の支払額)の規定にかかわらず、当社が支払う保険金の額は、1回の事故につき、次の算式によって算出された額とします。ただし、保険証券記載の1事故支払限度額を限度とします。

保険金の額=(損害の額-保険証券記載の免責金額)×保険証券記載の縮小支払割合(注)

(2) (1)の規定にかかわらず、保険期間中の支払限度額が定められている場合は、当社が保険期間中に支払う保険金の総額は、保険期間中の支払限度額を超えないものとします。

(注) 適用する縮小支払割合は、被保険者が発令した避難指示等の種類により異なり、保険証券記載の通りとします。なお、1つの事故で被保険者が複数種類の避難指示等を発令した場合には、適用する縮小支払割合が高いものを、当該事故で適用する縮小支払割合とします。

第5条（中途加入時の保険責任期間）

保険期間の中途において被保険者が追加される場合の、その追加される被保険者（以下「中途加入被保険者」といいます。）の保険責任期間は、普通約款第5条（通知義務）(1)の規定に基づき契約者が被保険者を追加する旨を当会社に申し出た日から14日後の日または中途加入被保険者が属する各都道府県町村会が普通約款第7条（保険料の返還または請求一告知・通知事項等の承認の場合）(2)が規定する追加保険料を領収した日のいずれか遅い日の午前0時から始まり、保険期間の末日の午後4時に終わるものとします。

第6条（普通約款の適用除外）

当社は、普通約款第13条（事故および損害発生の場合の手続）を、次の通り読み替えて適用するものとします。

「

第13条（事故および損害発生の場合の手続）

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次の①から③までのことを履行しなければなりません。
- ① 事故発生の日時、事故の状況等について、書面で当会社に通知すること。
 - ② 国や県からの支払に関する認定や他の保険契約等の有無および内容（注）について、当会社に通知すること。
 - ③ ①および②のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、また、当社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(1)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 国や県からの支払に関する認定や他の保険契約等の有無および内容

既に国や県から第2条に該当する費用の支給がなされた場合や、他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

」

第7条（普通約款の適用）

普通約款の規定は、この特約条項に反しないかぎり、これを適用するものとします。

【別表1】第4条（保険金の支払額）(1)関係

救助の種類	保険金の算出方法
①避難所の設置	避難所に避難した住民等1人1日あたり340円を支払限度額として実費を支払います。ただし、支払限度額を計算した結果、支払限度額が10万円より小さくなる場合は10万円とします。高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦または傷病者等の自力で避難することが困難な要援護者を収容することを目的に、被保険者が福祉避難所を設置した場合の費用に対しては支払限度額を適用しません。
②炊き出しその他による食品の給与	以下の計算式で計算された額を支払限度額として実費を支払います。 支払限度額＝1人1日あたり1,230円（注） （注）大人も小人もそれぞれ1人として数えるものとします。
③飲料水の供給	被保険者の区域における通常の実費
④被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	【別表2】の通り
⑤医療および助産	ア. 医療 (a) 医師・救護班等 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 (b) 病院または診療所 国民健康保険診療報酬の額 (c) 施術者 協定料金の額 イ. 助産 (a) 医師・救護班等 使用した衛生材料等の実費 (b) 助産師 慣行料金の100分の80以内の額
⑥学用品の給与	ア. 教科書および教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材 通常の実費 イ. 文房具および通学用品 1人あたり以下の金額 (a) 小学生児童 4,800円 (b) 中学生生徒 5,100円 (c) 高等学校生徒 5,600円
⑦ ①から⑥までに關する輸送	被保険者の区域における通常の実費
⑧応急救助	被保険者の区域における通常の実費

【別表2】

区分（注1、2）		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊、全焼、 焼失	夏	19,200円	24,600円	36,500円	43,600円	55,200円	8,000円
	冬	31,800円	41,100円	57,200円	66,900円	84,300円	11,600円
半壊、半焼、 床上浸水	夏	6,300円	8,400円	12,600円	15,400円	19,400円	2,700円
	冬	10,100円	13,200円	18,800円	22,300円	28,100円	3,700円

（注1）夏とは4月から9月までを、冬とは10月から3月までをいいます。

（注2）季別は事故日をもって決定するものとします。

3. 共同保険に関する特約条項（全国町村会団体契約用）

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社（以下「引受保険会社」といいます。）による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の①から⑩までに掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までに掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

4. 保険料支払に関する特約条項

第1条（保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の保険料を保険契約締結の後、保険料相当額の集金を行う最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むものとします。

第2条（保険料領収前の事故）

当社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条の規定に従い保険料を払い込まない場合は、その保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険料不払による保険契約の解除）

当社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条（保険契約解除の効力）

費用利益保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章保険契約者および被保険者等の義務等第8条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、前条による解除の効力は、保険期間の初日に遡ってその効力を生じます。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および付帯される他の特約の規定を準用します。

5. 災害対策費用保険特約の補償内容変更に関する追加条項 (地震・噴火・津波オプション(全国町村会団体契約用))

第1条(読替規定)

当社は、災害対策費用保険特約条項<用語の定義>に規定する自然災害の定義にかかわらず、地震、津波ならびに噴火により生ずる被害を自然災害と読み替えて適用するものとします。

第2条(準用規定)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、費用・利益保険普通保険約款および付帯されるほかの特約条項の規定を適用します。

以上

*地震・噴火・津波オプションに加入の場合は上記、第1条の読替規定によって、「災害対策費用保険特約条項(全国町村会団体契約用)」で免責としている、地震、津波ならびに噴火に起因する避難指示等を発令したことにより、町村等が費用(災害対策費用保険特約の補償内容変更に関する追加条項に記載のある費用)を負担することによって被る損害に対して1事故・年間共通で300万円を限度に保険金を支払います。

事故発生時の連絡先一覧

事故が発生したときには、すみやかに最寄の損害保険ジャパン保険金サービス課までご連絡ください。

(受付時間：平日午前9時から午後5時まで)

(令和8年1月現在)

地域	県名	担当保険金サービス課	〒	所在地	電話番号
北海道	北海道	北海道火災新種保険金サービス第一課	060-8552	札幌市中央区北1条西6-2-8F	(011) 222-4011
東北	青森	青森保険金サービス課	030-0801	青森市新町1-1-14-6F	(017) 773-2717
	岩手	盛岡保険金サービス課	020-0021	盛岡市中央通2-11-17-5F	(019) 653-4145
	宮城	仙台火災新種保険金サービス課	983-0852	仙台市宮城野区榴岡3-7-35-6F	(022) 298-2280
	秋田	秋田保険金サービス課	010-0921	秋田市大町3-3-15-4F	(018) 862-8434
	山形	山形保険金サービス課	990-0023	山形市松波1-1-1	(023) 624-1735
	福島	福島保険金サービス第二課	963-8878	郡山市堤下町9-4	(024) 922-2078
関東	茨城	茨城火災新種保険金サービス課	310-0021	水戸市南町2-6-13-6F	(029) 302-5161
	栃木	栃木火災新種保険金サービス課	320-0811	栃木県宇都宮市大通り1-1-11-3F	(028) 627-8195
	群馬	群馬火災新種保険金サービス課	371-0023	前橋市本町2-11-2-7F	(027) 223-5120
	埼玉	埼玉火災新種保険金サービス課	330-0854	さいたま市大宮区桜木町2-285-2-7F	(048) 658-6555
	千葉	千葉火災新種保険金サービス課	260-8560	千葉市中央区弁天1-15-3-3F	(043) 252-1800
	東京	団体保険金サービス第二課	160-8338	新宿区西新宿1-26-1-5F	(03) 3349-5255
	神奈川	神奈川火災新種保険金サービス第一課	231-8422	横浜市中区本町2-12-4F	(045) 661-2626
	山梨	山梨保険金サービス第一課	400-0031	甲府市丸の内1-12-4-3F	(055) 237-7289
信越北陸	新潟	新潟火災新種保険金サービス課	950-8661	新潟市中央区万代1-4-33-5F	(025) 244-5191
	富山	富山保険金サービス第一課	930-0029	富山市本町3-21-2F	(076) 441-3375
	石川	金沢火災新種保険金サービス課	920-8558	金沢市香林坊1-2-21-2F	(076) 232-2434
	福井	福井保険金サービス第一課	910-8528	福井市中央3-6-2-2F	(0776) 21-6128
	長野	長野保険金サービス課	380-0824	長野市南石堂町1293-6F	(026) 228-7331
	松本	松本保険金サービス課	390-0814	松本市本庄1-13-5-7F	(0263) 33-3114
東海	岐阜	愛知火災新種保険金サービス第二課	460-8551	名古屋市中区丸の内3-22-21-13F	(052) 953-3903
	静岡	静岡火災新種保険金サービス課	420-0031	静岡市葵区呉服町1-1-2-10F	(054) 254-1291
	愛知	愛知火災新種保険金サービス第一課	460-8551	名古屋市中区丸の内3-22-21-13F	(052) 953-3911
	三重	愛知火災新種保険金サービス第一課	460-8551	名古屋市中区丸の内3-22-21-13F	(052) 953-3911
近畿	滋賀	京都火災新種保険金サービス課	600-8102	京都市下京区五条通河原町西入本覚寺前町801	(075) 343-6717
	京都	京都火災新種保険金サービス課	600-8102	京都市下京区五条通河原町西入本覚寺前町801	(075) 343-6717
	大阪	大阪火災新種保険金サービス第三課	541-0057	大阪市中央区北久宝寺町3-6-1	(06) 4704-2238
	兵庫	兵庫火災新種保険金サービス課	650-0023	神戸市中央区栄町通4-2-16-3F	(078) 371-1017
	奈良	大阪火災新種保険金サービス第三課	541-0057	大阪市中央区北久宝寺町3-6-1	(06) 4704-2238
	和歌山	大阪火災新種保険金サービス第三課	541-0057	大阪市中央区北久宝寺町3-6-1	(06) 4704-2238
中国	鳥取	松江保険金サービス課	690-0007	松江市御手船場町549-1	(0852) 21-9755
	島根	松江保険金サービス課	690-0007	松江市御手船場町549-1	(0852) 21-9755
	岡山	岡山火災新種保険金サービス課	700-0913	岡山市北区大供1-2-10-2F	(086) 232-3665
	広島	広島火災新種保険金サービス課	730-0031	広島市中区紙屋町1-2-29-9F	(082) 243-6364
	山口	広島火災新種保険金サービス課	730-0031	広島市中区紙屋町1-2-29-9F	(082) 243-6364
四国	徳島	四国火災新種保険金サービス課	760-0027	香川県高松市紺屋町1-6-4F	(087) 825-0897
	香川	四国火災新種保険金サービス課	760-0027	香川県高松市紺屋町1-6-4F	(087) 825-0897
	愛媛	四国火災新種保険金サービス課(松山駐在)	790-0011	松山市千舟町4-6-3-6F	(089) 946-0044
	高知	四国火災新種保険金サービス課(高知駐在)	780-0870	高知県高知市本町2-1-6-5F	(088) 822-6217
九州	福岡	福岡火災新種保険金サービス課	812-8668	福岡市博多区博多駅前2-5-17-10F	(092) 481-0910
	佐賀	福岡火災新種保険金サービス課	812-8668	福岡市博多区博多駅前2-5-17-10F	(092) 481-0910
	長崎	長崎保険金サービス課	850-0036	長崎市五島町3-25-2F	(095) 821-0090
	熊本	熊本火災新種保険金サービス課	860-0844	熊本市中央区水道町9-31-7F	(096) 326-9020
	大分	北九州火災新種保険金サービス課	802-0003	福岡県北九州市小倉北区米町1-3-25 損保ジャパン北九州ビル7F	(093) 521-6613
	宮崎	鹿児島火災新種保険金サービス課	890-0053	鹿児島市中央町11番地-5F	(099) 812-7512
	鹿児島	鹿児島火災新種保険金サービス課	890-0053	鹿児島市中央町11番地-5F	(099) 812-7512
	沖縄	福岡火災新種保険金サービス課	812-8668	福岡市博多区博多駅前2-5-17-10F	(092) 481-0910

ご契約に関する問い合わせ先

ご質問、ご相談等は、都道府県町村会までご照会ください。

【取扱代理店】

株式会社千里

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32

TEL 03-5512-4750

(受付時間：平日午前9時30分から午後5時まで)

【引受幹事保険会社】

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第三課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 050-3808-5528

(受付時間：平日午前9時から午後5時まで)

○取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

引受保険会社営業所一覧（受付時間：平日午前9時から午後5時まで）

（令和8年1月現在）

地域	県名	担当店	〒	所在地	電話番号
北海道	北海道	札幌支店法人第一支社	060-8552	札幌市中央区北1条西6-2	(050) 3798-5099
東北	青森	青森支店青森支社	030-0801	青森市新町1-1-14	(050) 3788-4770
	岩手	岩手支店盛岡支社	020-0021	盛岡市中央通2-11-17	(050) 3808-5732
	宮城	仙台支店法人第一支社	983-0852	仙台市宮城野区榴岡3-7-35	(050) 3788-3655
	秋田	秋田支店法人支社	010-0921	秋田市大町3-3-15	(050) 3788-3553
	山形	山形支店山形支社	990-0023	山形市松波1-1-1	(050) 3798-1207
	福島	福島支店福島支社	960-8105	福島市仲間町9-16	(050) 3788-1351
関東	茨城	茨城支店法人支社	310-0021	水戸市南町2-6-13	(050) 3808-8708
	栃木	栃木支店法人支社	320-0811	宇都宮市大通り1-1-11	(050) 3788-0146
	群馬	群馬支店法人支社	371-0023	前橋市本町1-4-4	(050) 3798-5954
	埼玉	埼玉中央支店法人支社	330-0854	さいたま市大宮区桜木町4-82-1	(050) 3798-5791
	千葉	千葉支店法人支社	260-0026	千葉市中央区千葉港8-4	(043) 243-3086
	東京	団体・公務開発部第三課	160-8338	新宿区西新宿1-26-1	(050) 3808-5528
	神奈川	横浜支店営業第一課	231-0007	横浜市中区弁天通5-70	(045) 661-2713
信越	山梨	山梨支店法人支社	400-0858	甲府市相生1-4-23	(050) 3798-0131
	新潟	新潟支店法人支社	950-8661	新潟市中央区万代1-4-33	(050) 3798-5161
	富山	富山支店法人支社	930-0029	富山市本町3-21	(050) 3788-5329
	石川	金沢支店法人支社	920-8558	金沢市香林坊1-2-21	(050) 3808-4827
	福井	福井支店福井支社	910-8528	福井市中央3-6-2	(050) 3798-7200
東海	長野	長野支店長野法人支社	380-0803	長野市三輪1313-11	(050) 3798-1428
	岐阜	岐阜支店法人支社	500-8685	岐阜市金町5-20	(050) 3788-6118
	静岡	静岡法人営業部静岡法人支社	420-0031	静岡市葵区呉服町1-1-2	(054) 254-2411
	愛知	名古屋企業営業部金融公務室	460-8551	名古屋市中区丸の内3-22-21	(050) 3808-0319
近畿	三重	三重支店法人支社	514-0004	津市栄町3-115	(050) 3788-6378
	滋賀	滋賀支店法人支社	520-0806	大津市打出浜3-20	(050) 3788-7540
	京都	京都支店法人支社	604-8152	京都市中京区烏丸通錦小路上手洗水町671	(075) 252-1016
	大阪	大阪金融公務部第一課	550-8577	大阪市西区江戸堀1-11-4	(06) 6449-1050
	兵庫	神戸支店法人第一支社	650-8501	神戸市中央区栄町通3-3-17	(078) 333-2595
	奈良	奈良支店奈良支社	630-8115	奈良市大宮町6-2-8	(050) 3808-3039
中国	和歌山	和歌山支店和歌山中央支社	640-8331	和歌山市美園町3-32-1	(050) 3798-2199
	鳥取	山陰支店鳥取支社	680-0822	鳥取市今町2-112	(050) 3798-2024
	島根	山陰支店松江支社	690-0007	松江市御手船場町549-1	(050) 3798-2024
	岡山	岡山支店法人支社	700-0913	岡山市北区大供1-2-10	(086) 225-1045
	広島	広島支店法人第一支社	730-0031	広島市中区紙屋町1-2-29	(082) 243-6201
四国	山口	山口支店法人支社	750-0018	下関市豊前田町2-8-10	(050) 3798-7891
	徳島	徳島支店法人支社	770-0939	徳島市からどき橋1-25	(050) 3798-2320
	香川	高松支店法人支社	760-0027	高松市紺屋町1-6	(050) 3798-8234
	愛媛	愛媛支店法人支社	790-0011	松山市千舟町4-6-3	(050) 3798-8677
九州	高知	高知支店高知中央支社	780-0870	高知市本町2-1-6	(050) 3808-0864
	福岡	福岡支店営業第一課	812-8668	福岡市博多区博多駅前2-5-17	(050) 3808-4966
	佐賀	佐賀支店佐賀支社	840-0804	佐賀市神野東1-3-18	(0952) 23-8171
	長崎	長崎支店長崎支社	850-0033	長崎市万才町3-16	(095) 826-7222
	熊本	熊本支店法人支社	860-0805	熊本市中央区桜町3番50	(050) 3788-8598
	大分	大分支店法人支社	870-0027	大分市末広町2-10-22	(097) 538-1510
	宮崎	宮崎支店法人支社	880-0805	宮崎市橘通東5-3-10	(050) 3798-1930
	鹿児島	鹿児島支店法人支社	890-0053	鹿児島市中央町11番地	(099) 812-7504
沖縄	沖縄支店法人支社	900-0015	那覇市久茂地3-21-1	(050) 3788-8889	

